

令和6年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（3月25日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
諸報告	4
会期の決定	4
施政方針	4
議案第1号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 1
表決	1 1
議案第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 2
質疑	1 2
佐藤弘樹君	1 2
（答弁）柳川ほなみ園長	
表決	1 4
議案第3号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 5
質疑	1 5
佐藤弘樹君	1 5
（答弁）伊藤消防本部予防課長	
表決	1 7
議案第4号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 7
表決	1 8

議案第5号

提案理由の説明（伊藤管理者）	19
質疑	21
佐藤弘樹君	21
（答弁）藤島事務局長兼総務課長，柳川ほなみ園長，坂本業務課長，板垣消防本部総務課長	

表決	28
----	----

議案第6号

提案理由の説明（伊藤管理者）	28
補足説明（金森副管理者）	29

休憩・再開	32
-------	----

質疑	32
----	----

鎌内つぎ子君	32
--------	----

（答弁）柳川ほなみ園長，坂本業務課長，柴岡参事兼施設管理課長，遊佐教育次長兼総務課長，板垣消防本部総務課長

横山悦子君	41
-------	----

（答弁）藤島事務局長兼総務課長，柳川ほなみ園長，遊佐教育次長兼総務課長

佐藤弘樹君	50
-------	----

（答弁）熊野教育長，藤島事務局長兼総務課長，佐藤施設整備課長，遊佐教育次長兼総務課長，高橋消防本部警防課長

平吹俊雄君	57
-------	----

（答弁）板垣消防本部総務課長

討論	58
----	----

鎌内つぎ子君	58
--------	----

横山悦子君	59
-------	----

表決	60
----	----

休憩・再開	60
-------	----

休憩・再開	61
-------	----

決議案第1号

提案理由の説明（佐藤弘樹君）	61
----------------	----

表決	62
----	----

質疑	62
----	----

（答弁）櫻井消防本部消防長

議案第7号

提案理由の説明（佐藤議会運営委員長）	63
--------------------	----

質疑	6 3
鎌内つぎ子君	6 3
(答弁) 佐藤議会運営委員長	6 3
表決	6 4
一般質問	
横山悦子君	6 4
(答弁) 伊藤管理者, 藤島事務局長兼総務課長	
鎌内つぎ子君	6 9
(答弁) 伊藤管理者, 金森副管理者, 櫻井消防本部消防長, 佐藤施設整備課長, 板垣消防本部総務課長	
氏家善男君	7 7
(答弁) 伊藤管理者, 佐藤施設整備課長	
佐藤弘樹君	8 1
(答弁) 伊藤管理者, 熊野教育長, 坂本業務課長, 佐藤施設整備課長, 高橋消 防本部警防課長	
閉会	9

令和6年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和6年3月25日（月）

午前10時15分開会～午後5時11分閉会

2 議事日程

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 諸報告 | |
| 第4 | 会期の決定 | |
| 第5 | 施政方針 | |
| 第6 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第2号 | 大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第3号 | 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第4号 | 権利の放棄について |
| 第10 | 議案第5号 | 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号） |
| 第11 | 議案第6号 | 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算 |
| 第12 | 議案第7号 | 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 第13 | 一般質問 | |

3 本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 諸報告 | |
| 日程第4 | 会期の決定 | |
| 日程第5 | 施政方針 | |
| 日程第6 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第2号 | 大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第3号 | 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第4号 | 権利の放棄について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第11 | 議案第6号 | 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算 |

日程第12 議案第7号 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
 日程第13 一般質問
 追加日程第1 決議案第1号 議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算
 に対する附帯決議

4 出席議員 (15名)

1番	関 武 徳 君	2番	佐 藤 弘 樹 君
3番	鎌 内 つぎ子 君	4番	横 山 悦 子 君
5番	氏 家 善 男 君	6番	天 野 秀 実 君
7番	白 井 幸 吉 君	8番	早 坂 忠 幸 君
9番	味 上 庄一郎 君	10番	米 木 正 二 君
11番	大 泉 治 君	12番	門 田 善 則 君
13番	鈴 木 宏 通 君	14番	平 吹 俊 雄 君
15番	吉 田 二 郎 君		

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管 理 者	伊 藤 康 志 君	副 管 理 者	相 澤 清 一 君
副 管 理 者	早 坂 利 悦 君	副 管 理 者	遠 藤 积 雄 君
副 管 理 者	石 山 敬 貴 君	副 管 理 者	金 森 正 彦 君
会 計 管 理 者	齋 藤 満 君	会 計 課 長	坂 井 浩 君
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	藤 島 善 光 君	ほなみ園長	柳 川 敦 君
参 事 兼 施設管理課長	柴 岡 雄 司 君	業 務 課 長	坂 本 徹 君
施設整備課長	佐 藤 忠 房 君	消 防 本 部 長	櫻 井 俊 文 君
消 防 本 部 長	大 石 誠 君	消 防 本 部 長	板 垣 英 明 君
消 防 本 部 長	伊 藤 一 彦 君	消 防 本 部 長	高 橋 勇 幸 君
消 防 本 部 長	郷 古 寛 嗣 君	警 防 課 長	日 向 裕 昭 君
鳴子消防署長	渡 辺 毅 君	参 事 兼 古川消防署長	
遠田消防署長	中 楯 正 宏 君	加美消防署長	高 橋 茂 樹 君
教 育 長	熊 野 充 利 君	監 査 委 員	佐々木 富 夫 君
		教 育 次 長 兼 総 務 課 長	遊 佐 徹 君

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長	川 鍋 正 敏 君	次 兼 議 事 係 長	高 橋 正 樹 君
主 事	小 口 優 君	総 務 課 長 補 佐 兼 総務企画係長	水 上 吉 治 君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時15分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和6年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（関 武徳君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る1月5日に開催されました涌谷町議会定例会1月会議において、大泉治議長、門田善則議員が当組合議会議員に選出されました。また、2月5日に開催されました色麻町議会定例会2月会議において、天野秀実議長、白井幸吉副議長が当組合議会議員に当選されました。誠にありがとうございます。

皆様方には、組合同約第5条の規定により、組合議会議員に御就任されました。よって、組合議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。天野秀実議員6番、白井幸吉議員7番、大泉治議員11番、門田善則議員12番に指定いたします。

なお、皆様方からあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議長から御紹介がございましたが、このたび各構成市町の議会の構成によりまして、色麻町議会におきましては天野秀実議長、そして白井幸吉副議長がそれぞれ選出されまして、当組合議会の議員として選出、御就任をされました。また、涌谷町議会におきましても、大泉治議長、門田善則議員がそれぞれ当組合議会の議員に選出をされました。

それぞれ選出されました議員皆様方、それぞれの構成市町の課題、そしてまた大崎広域全体の課題解決のために、これまでの議員経験、そしてまた地域課題を取り組んでまいりましたそれぞれの実践を、ぜひこの広域議会の場でも存分に発揮していただきまして、広域議会発展のため、広域行政の発展のために御尽力をいただきますこと御期待を申し上げさせていただいて、私からの御挨拶発言にさせていただきます。よろしく願いいたします。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第2 本日の会議録署名議員を指名いたします。2番佐藤弘樹議員、15番吉田二郎議員のお二人にお願いをいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 諸報告」

○議長（関 武徳君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会の人事について御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、1月9日付で、涌谷町議会選出の大泉治議員を、2月6日付で色麻町議会選出の天野秀実議員を組合議会議長の指名により議会運営委員に選任いたしましたので御報告いたします。

「日程第4 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第5 施政方針」

○議長（関 武徳君） 日程第5 施政方針。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 施政方針を申し上げさせていただきます。

本日、ここに令和6年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催されるに当たり、広域行政に関する所信の一端と施策の大綱を申し述べ、議員皆様並びに圏域住民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。3年余り続いたコロナ対策は平時の体制に切り替わり、マスク着用、3密回避など、これまでの暮らしを一変させたコロナ禍は区切りを迎えたところでございます。

コロナ禍を乗り越え、迎えた令和6年は穏やかな年明けになるかと思われましたが、元日夕

方に最大震度7を記録する能登半島地震が発生しました。また、翌日2日には、民間の旅客機が被災地へ物資を輸送する海上保安庁の航空機と滑走路で衝突炎上するという痛ましい事故が起きました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、被災者支援のため救援活動中に殉職された方々に哀悼の意を表します。

国内経済に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、アメリカの長期金利の上昇と比較して日本の金利が低水準であることが原因とされている円安が長く続いています。輸入大国である我が国では、多くは食料品などを海外へ依存しており、原油をはじめとするエネルギーなども輸入に頼っているのが現状であります。このような中で、今後も円安状態が続く以上、物価高も続いていくものと思われ、我々の生活にも大きな影響を与えております。

県内では、大手半導体メーカーが大衡村に半導体工場を建設すると発表されました。全体では8,000億円を超える巨大大事業で、令和9年度の供用開始を目指しているものでございます。稼働する新工場では、自動車や産業機器向けなどの半導体を製造します。この新工場が稼働しますと、1,000人を超える雇用が創出されると言われております。大崎圏域からも多くの雇用が見込まれ、他圏域からの移住も期待されるところであります。

本組合では、大型事業であった西地区熱回収施設の関連工事が令和5年度で完了となったこともあり、令和6年度当初予算案総額は98億4,215万9,000円で、前年度予算対比で11.6%、12億9,053万5,000円の減額となっております。

今後、新斎場整備事業や新最終処分場整備事業、鳴子消防署庁舎改修工事、大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良工事など取り組むべき課題が山積している状況ではありますが、いずれの事業におきましても、構成市町と一体となり、圏域住民皆様の御理解をいただきながら、施設の合理的な管理運営を図るなど、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営に積極的に取り組んでまいります。

以下、概要について申し上げます。

大崎広域市町村圏計画について申し上げます。

大崎広域市町村圏計画は、原則5年を1期として、組合規約に掲げる具体的な事業と財政収支を明文化しているものであります。事業実施年度と、その費用の財源を明示し、負担の軽減、平準化を行いながら、将来の費用負担を明らかにすることで、効率的かつ効果的な事業実施と安全・安心な行政運営を行うものであります。現在の計画は令和2年度から6年度までとしていることから、新たな計画期間を令和7年度から令和11年度までとし、令和6年度に見直しを行うことといたしました。

本計画に基づく大規模事業については、鳴子消防署庁舎改修工事が令和6年度から令和7年度にかけて実施されます。

新斎場整備事業については令和8年度の供用開始を、そして、新最終処分については令和12年度の供用開始を目指してまいります。令和7年度からは、六の国汚泥再生処理センター長寿命化整備事業にも着手するところであります。これらの大規模事業を計画的に推進すると

もに、構成市町に対する財政負担の軽減化、平準化を図りながら、大崎広域市町村圏計画に基づく施策を着実に遂行してまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

令和6年4月当初の園児数については、5名の新入園児と20名の在籍園児を合わせて25名での開始を予定しております。そのうち医療的ケア児は6名となっております。

令和5年度から、園児の障害特性に応じた運動機能の支援や視覚的支援などを取り入れた療育活動を推進しているところであります。今後も、園児一人一人の発達段階に応じた適切な支援目標の設定と支援内容の充実を図りながら、安全で保護者の皆様が安心できる療育に努めてまいります。

また、園児の食育の重要性の観点から、家庭における食事支援、そしゃくの弱い園児を対象とした口腔機能訓練に継続して取り組んでまいります。

本園におけるDX導入については、令和6年度から保護者向けのお便りなどをメールで一斉に配信できる双方向のメール配信システムを導入いたします。これにより、災害などの緊急時においても保護者への情報伝達を均一にできるほか、アンケート調査の回答をシステム内で集計できるようになり、これまで時間と労力を要していた集計作業を効率的かつ迅速に行うことが可能となります。運用に当たっては、個人情報管理の管理体制やセキュリティに関するルールを整備し、安全・安心の確保に努めてまいります。

引き続き利用者の御理解と御協力をいただきながら、関係機関と緊密に連携を図り、支援体制の充実に取り組んでまいります。

環境衛生について申し上げます。

農林業系汚染廃棄物については、令和2年7月15日から、現在は2つの焼却施設において、放射能濃度が1キログラム当たり400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の焼却処理を実施しております。1市2町の焼却処理対象物3,590トンのうち、令和6年2月末現在までの市町ごとの全体の処理実績については、大崎市が1,581.42トン、涌谷町が202.67トン、美里町が132.06トンの合計1,916.15トンの焼却処理が終わり、おおむね順調に進んでおります。

焼却処理に当たり、空間線量及び各種放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインで定められている基準以上に強化して実施しており、焼却処理を開始してから令和6年2月までの測定結果は、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水など全て基準値内となっております。

今後も、農林業系汚染廃棄物の焼却処理に当たっては、国のガイドラインを遵守し、細心の注意を払いながら、万全の監視体制と安全対策を講じ、実施してまいります。

一般廃棄物処理については、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことから、本組合では、今年度、日本容器包装リサイクル協会の定める品質調査を行い、再商品化に関する手続なども整ったことから、令和6年4月からプラスチック製容器包装とプラスチック

ク製品を「プラスチック」とする収集を全地区で実施してまいります。

また、水銀使用製品の資源化と収集時の安全性を確保するため、令和6年4月から、蛍光管等の水銀使用製品とスプレー缶・カセットガスボンベを「有害ごみ」とする分別収集を全地区にて実施してまいります。

さらに、不要となった家具などを抽せんにより無償提供する事業、大崎広域再生工房については、令和5年度に、7月、11月、2月の計3回開催いたしました。住民皆様から大変好評をいただいている事業であることから、令和6年度においても、資源の有効利用やごみの減量化推進を図るため、引き続き取り組んでまいります。

ごみ処理施設運営について申し上げます。

中央クリーンセンターについては、洗車場、第2計量棟、駐車場、搬入出路等の外構工事が全て完了し、令和5年10月29日に落成式を執り行い、現在まで安定して稼働を続けております。発電した電力を自施設で消費するだけでなく、隣接するリサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターにも供給を行い、さらに、余剰電力については売電を行っております。令和5年12月までの売電収入は約1億2,500万円であることから、本年度の売電見込額は約1億5,500万円の見込みであり、今後も構成市町の財政負担の軽減につなげてまいります。

旧玉造クリーンセンターについては、令和6年度からの2か年計画で解体撤去工事を行い、令和6年11月末の完成に向けて進めてまいります。令和5年度の進捗については、用地売買相手方との残置物協議を行いながら、全体工程に支障のないよう、引き続き関連法令を遵守し、適正な処理・処分を行うとともに、隔離養生を行い、周辺環境に配慮して安全・安心に事業を進めてまいります。

東部クリーンセンターについては、長寿命化整備事業に伴い、令和5年9月から16時間焼却の準連続運転から24時間焼却の連続運転に変更し、順調に稼働していることから、焼却処理計画を基に適正に焼却処理を進めてまいります。

なお、埋立処理施設の大日向クリーンパークについては、浸出水の水処理も安定しており、引き続き適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めてまいります。

東部クリーンセンター長寿命化整備事業について申し上げます。

令和5年6月に契約した大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良工事については、7月から工事に着手し、1号炉の燃焼装置・各種コンベヤの更新を行ったほか、渋滞緩和のための計量棟の増設工事を実施しました。

令和6年度は、2号炉の燃焼装置・各種コンベヤの更新などを予定しております。

また、本工事は、ごみの受入れと焼却処理を継続しながらの工事となるため、引き続き安全に十分配慮しながら、令和9年2月の事業完了に向け整備を進めてまいります。

新最終処分場整備事業について申し上げます。

令和5年5月に新たな最終処分場候補地について、構成市町から6か所の候補地の推薦をいただきました。

推薦のあった候補地を対象に立地回避区域の設定条件と照合を行った結果、整合している5か所の候補地に対し、客観的視点を重視するため、学識経験者で構成された大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備有識者会議と、コンサルタント会社によるスクリーニングを実施しております。

スクリーニング結果により候補地の順位づけを実施し、令和6年2月6日開催の令和6年大崎地域広域行政事務組合第1回組合会において、その結果を基に新最終処分場候補地を決定いたしました。

今後は、候補地に選定された用地取得に関わる住民説明会の実施や基本計画の策定などの取組を行い、令和12年度の新たな最終処分場の供用開始に向け事業に着手してまいります。

し尿処理施設運営について申し上げます。

現在稼働している施設は、予防保全に重点を置いた計画的な保守整備を行い、し尿の性状の変化にも適切に対応しながら、安定した水質で河川への放流を行っております。

また、し尿処理施設は住民の日常生活にとって必要不可欠な施設であることから、今後も適正な維持管理に心がけ、環境衛生の向上に努めてまいります。

斎場管理運営について申し上げます。

控室増築工事を行った涌谷斎場については、令和5年4月から令和6年1月までの申請件数が前年度同期と比較して76件、約19%の増加となっております。

今後も、圏域住民の皆様が利用しやすい斎場となるよう、定期的な点検・修繕を行いながら、安定した施設運営に努めてまいります。

新斎場整備事業について申し上げます。

令和5年3月に契約した大崎広域新斎場整備・運営事業については、令和5年4月から建物の基本設計及び実施設計を進め、工事については、接続道路や建設地の造成を実施してまいりました。

令和6年度は、引き続き建設地の造成工事のほか、建物の基礎工事及び1階部分の躯体コンクリート工事などを予定しております。

令和8年4月からの供用開始に向けて、引き続き工事を進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震において甚大な被害を受けた石川県における消防機関の対応といたしまして、宮城県に対する出動要請はありませんでしたが、東京消防庁、大阪市消防局など21都府県の消防機関から緊急消防援助隊が出動し、消防・救急活動を行っております。

この地震による倒壊した家屋や暗闇の中で発生した火災、被災された方々の避難生活などの光景に、13年前の東日本大震災の記憶が思い出され、深い悲しみと胸が締めつけられる思いが込み上げてまいりました。

先般、政府の地震調査委員会から大地震の発生確率を予測する長期評価が公表され、宮城県沖地震は30年以内に70から90%に引き上げられたところでもございます。

これまで以上に地震や大規模化する自然災害に対する消防活動体制を強化するとともに、引き続き、圏域住民に対して自助・共助による災害への備えを働きかけてまいります。

令和5年度中の大崎圏域における災害発生状況について申し上げます。

火災件数は前年より7件減少して51件で、過去最少を記録した令和3年の49件に次いで2番目に少ない件数となりました。一方、火災による死者は7名で前年より2名増加、負傷者は11名で前年より3名増加しております。

引き続き、関係機関と緊密に連携を図りながら、火災発生の抑止と死傷者の根絶に努めてまいります。

次に、救急出動件数は、前年より230件増加し1万151件となり、2年連続で過去最多を更新し、統計開始以来、初めて1万件を超える件数となっております。主な増加要因といたしましては、急病が383件増加しており、特に7月、8月の記録的な猛暑による熱中症の搬送が大きく影響しているところであります。

今後も引き続き、救急車の適正利用を広く周知しながら、高まる救急需要に対応できるよう、救急活動体制の充実に努めてまいります。

消防車両及び救急資機材の整備について申し上げます。

車両の整備については、昨年10月に福島県国見町より高規格救急自動車1台の無償譲与が決定され、本年2月に車両を受領したところであります。

この車両には、心肺停止状態の傷病者に対して使用する自動心臓マッサージ器などの高度救命処置用資機材を整備し、古川消防署救急1号車として運用する計画としております。

今後も車両及び資機材の運用状況を考慮しながら、計画的かつ適正に更新整備を進めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

職員の感染症対策の強化及び長期使用に耐えられる地域防災拠点の機能強化を目的とした鳴子消防署庁舎改修事業は、令和7年度の竣工を目指して工事に着手してまいります。

火災予防行政について申し上げます。

近年、大崎圏域における火災件数は減少傾向にありますが、建物火災の件数が占める割合が高く、逃げ遅れによる死傷者も発生していることから、被害を最小限にとどめるため、住宅用火災警報器の普及啓発と維持管理、あわせて、初期消火に有効な住宅用消火器の設置の推奨について、婦人防火クラブと連携した取り組みを行うなど、地域に根差した施策を進めてまいります。

また、物販店や宿泊施設などの防火対象物や火災危険の高い物品を取り扱う危険物施設における防火安全対策の徹底を図り、大崎圏域のさらなる安全と安心に向けた火災予防行政を推進してまいります。

消防行政について申し上げます。

地震や大規模化する自然災害に備え、宮城県9.1総合防災訓練や緊急消防援助隊北海道東

北ブロック合同訓練などの機会を捉えて、消防団や防災関係機関と緊密に連携しながら協力体制を強化し、また、総務省消防庁から無償使用資機材として新たに配備された建物崩壊・土砂監視センサーなどを活用した現場活動体制の強化を図りながら、有事の対応に万全を期してまいります。

消防職員の人材育成について申し上げます。

消防力の充実強化と行政サービスの向上を図るため、消防大学校や研修所における教育訓練の習得、また、人事交流による能力開発を目的に総務省消防庁や他の自治体に職員を派遣するなど、引き続き積極的な人材育成に取り組んでまいります。

また、職員の自己成長につながる働き方の実践と適正な組織づくりに引き続き取り組んでまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターでは、来館者の安全・安心に努めながら、世代や地域を超えた交流と学び合いの場を提供し、大崎圏域住民の生涯学習活動を支えてまいりました。開館以来掲げております「夢づくり」「人づくり」「地域づくり」の3つの基本方針の下に、引き続き大崎圏域の生涯学習の推進に取り組んでまいります。

プラネタリウム事業につきましては、大崎の四季の風景や当日見える星空を映写することにより、身近で分かりやすい学びの場を提供し、幅広い世代が楽しみながら学ぶことができる番組投影を行ってまいります。

また、大崎圏域のほとんどの小学校でプラネタリウムの利用を希望していることから、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用し、バス運行を支援するプラネタリウム学習支援事業を令和6年度も実施し、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

生涯学習推進事業については、ボランティア育成と併せて、ライフステージに応じた各種生涯学習講座やワークショップなどの事業を実施してまいります。

特に、小さなこどものまちやパレット夏まつり、人形劇フェスティバルといったパレット3大イベントの充実を図りながら、圏域の未来を担う子供たちの成長と社会教育の発展につながる事業を展開してまいります。

視聴覚事業については、視聴覚教材・機材の利用促進、ICTスキルの向上を目的とした各種パソコン講座、教職員向けのプログラミング講座など、ICTボランティアスタッフの育成と併せて、デジタル化時代に対応できるよう支援してまいります。

以上、施策の大綱について申し上げましたが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的な運営に努め、圏域住民皆様が安心して安全なサービスが受けられるよう、最大限努力してまいります。

以上でございます。

地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第6 議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようになったことを受け、本組合における会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第1号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第7 議案第2号 大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第7 議案第2号大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の3ページをお開き願います。

令和6年4月に改正児童福祉法が施行されることに伴い、障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、障害の種別によって分かれていた児童発達支援センターの類型が一元化されることから、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改めるとともに、引用各条のずれの修正、文言の整理を行うものであります。

以上、議案第2号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私から、議案第2号につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

ただいま管理者から提案理由の説明があったわけなのですが、実は、私も、昨年秋口ぐらいからこの件議論されているということをニュースあるいは報道等々で知ってはあったのですが、たまたま市議会の会派でもこども家庭庁の視察をさせてもらったことがございまして、こういったことを聞いたものですから、今回質疑をさせてもらったという次第でございました。

改正児童福祉法におきまして、児童発達支援センターの在り方と児童発達支援の類型の一元化を去年から検討してきたという分でございます。この児童発達支援の類型というのは福祉型と医療型があるのだという認識でございます。

今般、もう既にこの段階からいわゆる条例改正をしますということは、これ国から、その制度改正に対する法整備という等々の指示とかそういったことはあったのかどうかという部分でございますのと、あと、広域ほなみ園、先ほど管理者からの状況説明が施政方針であったわけなのですが、何かこの条例改正、名称を改めることによりまして、変化ですとか、整備するような案件、ケースというのはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、児童発達支援センターの類型は、対象児童の障害種別によって福祉型と医療型に分かれております。これは、今、議員さんがおっしゃるとおりでございます。

福祉型の対象児童が全ての障害児であるのに対しまして、医療型は肢体不自由児に限定されておりますことから、全ての障害児が支援を受けられるよう、類型が一元化されるものでございます。このことから、「福祉型」の字句を削るものでございます。

なお、これに伴う変化とか整備の部分につきましては、特段ございません。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 第2条の部分、「障害のある児童を日々保護者のもとから」という文を、今回は、「心身の発達に特別な配慮が必要な児童に対し」となっておりまして、「障害」という文言が消えているというところもでございますけれども、今、説明聞きますと、全部包含しているということですよ。いわゆる包含して、この一元化の中で、今回、条例を改正して、そこを上位法と合わせて整備をするという考え方でよろしいのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 先ほど管理者の施政方針にもございましたが、5名の新入園児と20名の在籍園児を合わせまして25名で新年度を開始予定していると。また、そのうち医療的ケア児の利用者の方々は6名となっているということでございますから、非常に、こういった方々に対する配慮されたような園という運営体制につきましても感謝を申し上げたいと思っておりますし、また、土日ですとかいろいろな時間とかの御要望等々もあるのかと思っておりますので、できる範囲ということはあるかと思うのですが、そういった、今後とも、園児の障害特性に応じましたと書いてございますけれども、療育活動をまさしく推進していただければと思っております。

あと、ちょっとこの辺の法律関係も少し学んでみたのですが、障害種別にかかわらず身近な地域で必要な発達支援が受けられるという、その支援の在り方がこの今回の法整備に大きく盛り込まれていると私は理解しているものでございまして、また、所管も厚生労働大臣から内閣総理大臣となつてございますので、法整備とともに、発達障害という部分に対して随分大きく包含していくものなのだと理解させてもらってございますので、今後のほなみ園の在り方と併せまして、この辺の条例の改正だけではなくて、今後の運営に対して示していただければと思っております。何かあれば、答弁をお願いします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

今般の改正で中核的施設としての役割が明確されている部分もございます。その中で、本園におきましては、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づきまして、障害のある子供や、また、その疑いのある子供に対しまして、日常生活における基本的な動作の指導でありますとか、集団生活への適応のための支援、その他の便宜を提供させていただいているところでございます。

また、ほなみ園といたしましては、児童発達支援センターということもございますので、他の事業所と異なりまして、保育所等訪問支援でありますとか、あと障害児相談支援などの地域支援や家族支援を行っているところでございます。この部分につきましても、引き続き、保護者の方に寄り添った形での支援提供を継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変、今、各自治体でも、発達障害に対する支援というのは非常に重要な部分になってきてございまして、やはり低年齢児童を抱える保護者の方々が、どうしていいのか分からない、どうしようかというので、簡単に、あるいは議会等々では連携、連動という話もさせてもらってはいるのですが、こういった部分につきましても、本当に今後光を当ててくれないかと思っておりますので、役割という、どこまでかという部分があるかと思うのですが、基礎自治体でできること、こういった広域の組合でできること、こういった部分を、制度を最大限に活用しまして、今後とも邁進していただければと思っております。

以上です。終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号大崎地域広域行政事務組合事務局設置条例及び大崎地域広域行政事務組合福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第8 議案第3号 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第8 議案第3号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第3号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の一部改正に関する資料の5ページをお開き願います。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われているところであり、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されました。

この政令の改正につきましては、安全対策が強化されたことにより、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関わる審査時間が増加している実態を踏まえて行われるものであり、大崎地域広域行政事務組合手数料条例別表1で定める手数料の金額を改正するものであります。

以上、議案第3号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

質疑がありますので、発言を許します。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、議案第3号につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

私は、この条例関係ちょっと読み込ませていただいたのですが、まず、2つほどございます。

まず1点が、手数料のこの増額率が高いと思ひまして、私、全国的に見てみますと100万円を切っているような現行でも改正後でもそういう部分が多くて、随分、もともと高いのですけれども、さらにスライドアップするののかという部分がありましたので、ただいま管理者からは、その根拠というものがいわゆる手間に係りますような増額という部分が大きいのかと思ひたのですけれども、その増額するという根拠でございます。

まずその件お聞きします。

○議長（関 武徳君） 伊藤一彦消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） 手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、手数料額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われております。

今回の改正は、危険物施設の安全対策が強化され、浮き屋根式及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の審査手数料を改定するものでございます。

浮き屋根式及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所は、石油コンビナートに設置されておりますガソリンや原油等の危険物を大量に貯蔵する円柱型の巨大なタンクとなります。浮き屋根につきましても、タンク内の危険物の液面に屋根を直接浮かべたもので、貯蔵量において屋根が上下するものでございます。浮き蓋付屋外タンクは、屋根がある内部に浮き蓋を設けまして、それが上下するもので、これにつきましては、雨水等の混入防止とか、危険物の揮発防止ができるものでございます。

県内では、仙台及び塩竈地区の石油コンビナートに設置されており、大崎圏域についてはこのようなタンクはございません。

改定に至る背景といたしましては、近年、浮き蓋屋根式、浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所において、爆発や火災、浮き蓋が破損し沈没する事故が相次いでおります。国内の屋外タンクにつきましては、設置後30年が経過し、経年劣化等により危険物漏えいの危険性が高まり、安全対策が強化されたことにより、審査時間が増加したものととなります。

増額の理由といたしましては、人件費及び物件費の変動、審査所要時間の増加、備品等の増加に伴い、手数料を改定するものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 増額の根拠だけ、今、私、質問したはずなのですが、それ以外について詳しく、今、説明を頂戴したという分でもございましたけれども、今、その後にする質疑も入ってしまっておったということかと思うのですが、エリア内に、この圏域内にこのタンクがないよと（「はい」の声あり）ということが十分に分かってきたところでございまして、そういった、ただし、法整備をしておきたいのだという部分については伝わったところでございます。

また、調べますと、全国的にはこの改正案よりも随分低額なのですが、宮城県内につきましてはほぼ同じ額なのですよね、私が調べると。なので、宮城県の県内のそのほかのこういった条例改正とか手数料の金額等々に合わせまして、倣ったような今回の改正の上程案だったのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤一彦消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） 手数料につきましては全国的に統一して定めることが特に必要とされておまして、今回の改正に至っているものでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） またちょっとすれ違ってしまっている部分ではあったのですが、全国的に合わせるということであるのですけれども、合わせているところもあれば低額のところもあるわけなのです。ただし、これ、県内ではほぼ同じに近いような金額なものですから、その辺の調査もして、今回そこに合わせたのかなという整合性という部分で、今回上程しているのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤一彦消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） 県内同じように統一されているものでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第4号 権利の放棄について」

○議長（関 武徳君） 日程第9 議案第4号権利の放棄についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第4号権利の放棄について御説明申し上げます。

議案書の5ページ及び議案書第4号関係資料をお開き願います。

平成22年1月から同年3月までに、大崎広域中央クリーンセンターへ有限会社日本商事が

搬入した可燃ごみの処理手数料が未納となっているため、督促等を重ねてまいりました。これまで少額ながらも継続的に納付が行われておりましたが、令和5年4月に唯一の経営者が逝去し、手数料116万490円が未収金となったものであります。

当法人は、平成22年10月頃から実質的に事業活動を停止し、さらに事業所は既に閉鎖、解体されており、事業を行うための設備等も撤去され、事業所の土地も他法人に所有権移転されておりますことから、事業再開は全く見込めない状態にありますので、令和5年9月に徴収停止を実施しております。

このことから、財産調査には多額の費用を要することとともに、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用に満たないと認められるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、一般廃棄物処理手数料116万490円の債務を放棄するものであります。

以上、議案第4号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

「日程第10 議案第5号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）」

○議長（関 武徳君） 日程第10 議案第5号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第5号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、歳入につきまして、ごみ処理施設におけるじんかい処理手数料及び組合債の減額など歳入の実績に基づく減額補正、歳出につきましては、経費の節減及び事業費の確定に伴う減額補正、また、職員人件費に関わる減額補正を行うものであります。

議案書の6ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5億5,431万6,000円を減額し、予算総額を106億7,022万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、7ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は繰越明許費の補正で、9ページの第2表のとおり5件を追加するものであります。これは、衛生費、一般管理経費における旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事及び斎場整備事業費について令和5年度の出来高予定額を達成できなかったこと、また、衛生施設3施設の工事について年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰り越すものであります。

第3条は地方債の補正で、10ページの第3表のとおり、実績額に基づき6件の限度額を変更するものであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町負担金で、衛生費負担金では衛生処理施設の起債償還に関わる普通交付税算入額の確定に伴い82万4,000円の増額補正、消防費負担金では消防施設及び設備の起債償還に関わる普通交付税算入額の確定に伴い23万4,000円の増額補正、震災復興特別交付税負担金は農林業系汚染廃棄物処理に関わる現年の算定額と過年度分の精算額の確定に伴い412万4,000円を減額するものであります。民生費負担金は障害児通所支援利用者負担金で4万6,000円の増額補正、高速道路負担金は高速道路救急業務負担金で176万円の増額補正であります。

2款1項使用料は、教育使用料で、プラネタリウム観覧料として27万6,000円の減額補正であります。

2款2項手数料は、衛生手数料で、クリーンセンターのじんかい処理手数料として1,091万円の減額、し尿処理施設の衛生処理手数料として167万7,000円を増額するものであります。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金に関わる事業費の確定に伴い11万1,000円の減額、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助

金に関わる事業費の確定に伴い40万4,000円の減額補正であります。

5ページ, 6ページをお開き願います。

4款1項県負担金は, 消防費県負担金で, 宮城県職員派遣負担金として60万円の増額補正であります。

4款2項県補助金は, 市町村振興総合補助金で, 救急資機材に関わる事業費の確定に伴い2万3,000円の減額補正, 新型コロナウイルス感染症患者医療機関等設備整備事業費補助金で111万9,000円の補正計上であります。

5款1項財産運用収入は, 財政調整基金利子収入で9万4,000円の増額, 大崎ふるさとづくり基金利子収入で2万7,000円の増額, 大崎広域新斎場整備基金利子収入で3,000円の増額補正であります。

5款2項財産売却収入は, 物品売却収入で, 消防救急車両整備計画に基づく更新などに伴い不要となった車両5台を売却したことによる収益として249万4,000円の増額補正であります。

6款1項寄附金は, 特定非営利活動法人大崎タイムス福祉部様, 宮城県信用組合協会様並びに古川信用組合様からの寄附金として16万9,000円の増額補正であります。

7款1項基金繰入金は, 歳入歳出の差額4億2,351万9,000円を財政調整基金に戻し入れるもので, 大崎ふるさとづくり基金繰入金は, 先ほど説明いたしました大崎ふるさとづくり基金利子収入の増額及び広域活動基盤推進事業の事業費確定に伴い110万円を戻し入れるものであります。

7ページ, 8ページをお開き願います。

9款2項雑入は, 指定ごみ袋売払料の増額及び障害児通所給付費の減額などで, 実績に基づき90万4,000円の増額補正であります。

10款1項組合債は, 衛生債で, 事業費の確定に伴い1億2,060万円の減額, 消防債で, 事業費の確定に伴い320万円の減額補正であります。

次に, 歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

9ページ, 10ページをお開き願います。

1款1項議会費は, 職員人件費で5万8,000円の減額補正であります。

2款1項総務管理費は, 職員人件費の減額, 会計年度任用職員管理経費の減額, また, 歳入補正に伴う一般管理経費の財源組替えとして, 合わせて156万1,000円の減額補正。財政調整基金費で, 歳入で説明いたしました財政調整基金利子収入の増額により9万4,000円を積み立てるものであります。

2款3項監査委員費は, 職員人件費で3万4,000円の減額補正であります。

2款4項市町振興費は, 広域活動基盤推進事業に関わる事業費の確定に伴い107万3,000円の減額補正であります。

3款1項児童福祉費は, 職員人件費の減額, 会計年度任用職員管理経費の減額, 一般管理経

費で、歳入で説明いたしました寄附金による庁用備品購入費等の増額及び事業の確定に伴う減額で、合わせて389万9,000円の減額補正であります。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は、職員人件費の減額、一般管理経費で旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事に関わる事業費の確定に伴う減額で、合わせて1億9,948万3,000円の減額補正であります。

4款2項保健衛生費は、斎場管理運営費で、事業費の確定に伴う加美斎場管理経費及び斎場整備事業費の減額で合わせて1億1,434万6,000円の減額補正、新斎場整備基金費で、歳入で説明いたしました大崎広域新斎場整備基金利子収入の増額により4,000円を積立てするものであります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費で、職員人件費の減額、会計年度任用職員管理経費の減額、各クリーンセンター等の事業費確定に伴う減額及び東部クリーンセンター長寿命化整備事業に関わる事業費の確定に伴う減額、また、衛生債の歳入補正に伴う熱回収施設等整備事業費の財源組替えとして、合わせて1億62万1,000円の減額補正であります。

13ページ、14ページをお開き願います。

し尿処理施設管理運営費は、職員人件費の減額、各衛生センター等の事業費確定に伴う減額で、合わせて7,851万4,000円の減額補正であります。

5款1項消防費は、常備消防費で、職員人件費の減額、常備消防管理経費の事業費確定に伴う減額で、合わせて4,130万円の減額補正、消防施設費で、消防施設整備事業に関わる事業費の確定に伴う減額、消防・救急車両等購入費の確定に伴う減額で、合わせて822万6,000円の減額補正であります。

6款1項教育総務費は、職員人件費で25万9,000円の減額補正であります。

6款2項社会教育費は、プラネタリウム事業及び視聴覚事業に関わる事業費の確定に伴い、合わせて239万9,000円の減額補正であります。

15ページ、16ページをお開き願います。

7款1項公債費は、地方債償還利子の執行額の確定などにより264万5,000円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5億5,431万6,000円を減額し、令和5年度の予算総額は106億7,022万9,000円となりました。

以上、議案第5号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私から、議案第5号につきまして質疑をさせていただきたいと

思います。

まず、説明書の4ページから始めてまいります、1款1項3目でございます。高速道路救急業務負担金という部分でございますけれども、内容をお願いいたします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

まず最初に、こちらの高速道路救急業務負担金、こちらの内容といたしましては、高速道路内で発生いたしました事故などの救急業務におきまして、高速道路株式会社から組合に支払われるものという形となっております。救急搬送された患者さんが負担するというものではございませんので、我々が出動したものについて支払われるというものとなります。

こちらの、高速道路というのは御存じのとおり一般道路とは異なる環境ということであるため、各消防本部におきまして特別な財政負担となっていると。各高速道路株式会社から、財政措置として設けられているということとなっております。

こちらが旧建設省、あとは日本道路公団との間で締結されて実施されているというものでございます。昭和55年の12月に高速自動車国道における救急業務に関する覚書という、これがベースとなって支払われているというものとなります。

内訳といたしまして、令和5年度の当初予算、こちらでは、出動率は0.02、出動回数割増し率は0.1ということで計上しております。

計算式といたしましては、こちらの救急隊1隊当たりの年間の維持経費、こちらが国から示されます。それに今申し上げました出動率、あとはインターチェンジの数を基にした係数、それに出動回数、こちらの割増し率等に乗じた形で算定しているということになります。

ただ、この維持管理経費、費用ですね、国から示されるという部分と、あとは出動率、こちらが年度末ぐらいに国から示されるという部分ありまして、予算編成する際は前の数値で置いているという形となっております。

今回、その部分に変更になりましたので、補正予算ということで増額補正をさせていただいたという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 分かりやすい答弁でありましたが、誰がこれお支払いするのかという単純な疑問をやっぱり思うものでございましたので、私も高速道路救急業務に当たっていらっしゃる場合の負担というのは誰がお支払いするのだろうということだったのですけれども、詳しく今、内容が分かったところでございました。

昭和55年の覚書見ますと、今お話にはなかったのですが、国交省と日本道路公団と消防庁といいますが、3者間で多分覚書が交わされているのかなと思うのですが、負担金という名称とは違った支弁金ですか、という名称でも表している部分がありまして、なるほど、今お話を聞きまして、なおさら、今、答弁で詳しく分かりましたので、了としたいと思います。

次に移ります。

5款2項1目、不用物品売払収入の内容でございました。

先ほど、説明の中で、車両5台ということだったのですが、売却先、答弁できる範囲内で、個人なのか団体なのか何なのか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 広域最後の答弁になるかと思imasので、しっかり対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

今、議員から、個人か企業かというところでございました。今般、全て企業ということになりますので、御理解賜りたいと思ひます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） かなりいろいろな広域ですとかこういった消防関係の、私も決算書、予算書を少し、今までの2年間の中でも調べてみたのですけれども、車両に限らずいろいろな備品関係を売払している場合もあるということだったのですが、今回は車両5台という分なのですが、何か消防の備品ですとかそういったもので、これまであるいはこの後、売り払えるような種別のものというはあるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 現在は、財産処分というところで、令和4年度からこちら処分を実施しておるところでござimas。内容は、主に車両を中心に売却で、基本的にはその車両に付随する資機材等も、使い回しできるものは新しいものにつきますけれども、使い回しできないものについては資機材も一緒に売却をさせていただいているという状況でござimasして、今後も同様の対応をしてまいりたいと思っておるところでござimas。

ちなみに、令和4年度では、消防以外に衛生関係のブルドーザーであったりとかそういった重機関係も売っておりまして、令和4年度が860万4,320円ほど、販売台数につきましては全部で7台になります。令和4年度と5年度合わせまして、2か年間で1,213万2,400円ほど財産の処分をしております。

こういった中には、公用車の使用頻度の調査をいたしまして、使用頻度の低い自己保有車両についても売却をしているということで、今回のような形で、2年間で1,200万円ほどということでござimas。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 売れるものをどんどん売っていただければと思ひわけなのですけれども、その車両以外にも今までずっと売ってこられた実績もお話頂戴したわけなのですけれども、いわゆる報道等を見ていると、個人的に消防自動車を活用されている方の報道も随分出ていまして、非常にイメージアップにもつながってくるのかなと思ひたのですが、個人の方も買える仕組みにはなっているのでしょうかね。恐らく官公庁限定ではないですね。いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 基本的には、企業、個人問ひません。実際、落札はできな

かったのですけれども、応札については、個人の方も消防車両にエントリーした方もいらっしゃいました。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 安心しました。どういった方が存じ上げませんが、いろいろな活用を考えられてのエントリーなのかなと思ってございますので、あとはもう透明公正な入札制度の中で入札、応札いただければと思ってございます。

次に移ります。

6款1項1目でございます。寄附金の充当という部分のことでもございましたけれども、寄附金のこの充当内容につきましていかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

令和5年度の寄附金につきましては、NPO法人大崎タイムス福祉部様から、ほなみ園の子供とその家族への支援のための福祉基金といたしまして2万円、そして、宮城県信用組合協会様並びに古川信用組合様からは、障害や難病と闘っている子供とその家族への支援及び健全育成、そして本園の子供とその家族への支援及び活動行事のための福祉基金といたしまして15万円を頂戴したところでございます。

この寄附金を財源といたしまして、療育で使用をいたします大型絵本、そして製作遊びや教材遊びなど、また、給食時に使用するテーブルとして3台を購入させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変ありがたい寄附でございます。本当この場を借りても感謝を申し上げたいと思ってございます。

参考までになのですけれども、継続的に、この今お話しになられた団体の方々から御寄附を頂戴しているような形になっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） これまでの実績を紹介させていただきますと、先ほど申したNPO法人大崎タイムス福祉部様からは、平成28年から令和5年までの間に計6回、総額にいたしますと30万円の寄附金を頂戴しているところでございます。また、古川信用金庫様からは、平成17年に6万427円の寄附金を頂戴いたしまして、その後、宮城県信用組合協会様と古川信用組合様合わせて、平成18年から令和6年までの間に計19回、総額にいたしまして185万7,049円の寄附金を頂戴しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私のほうでも改めて繰り返しますと、NPO法人大崎タイムス福祉部さんですよね、6回で30万円ほどですか。そしてあと古川信用金庫さんと、その後の宮城県のほう合わせまして19回で185万円だということだったのですが、非常に大変なお金を寄附い

ただいて、本当にもうありがたいという限りしかないわけでございますけれども、本当、ほなみ園という施設に対しましてそういったお気持ちを、支援をいただくということにつきまして感謝をしたいと思っております。

こういった状況等々というのも、広報誌等々でも御紹介しているとは思っておりますけれども、何せそういった部分でプレス発表するですとか、広報誌でも少し大きく取り上げるですとか、こういったこと踏まえまして、この場であまり申し上げるものではないのですが、いろいろ個人の方でも、いろいろお気持ちなんかもある方もいらっしゃると思いますので、今後ともそういったほなみ園に対する明るい話題、そういった施設整備の観点から、寄附という部分につきまして、今後とも連携といたしましょうか、御紹介をいただければと思っております。

次に移ります。

9款2項1目の最後の分でございますけれども、指定ごみ袋の売払料でございます。非常に高いと思ったのですが、例の、これ、年末からこの2月にかけての例のごみ袋騒動とあえて言ってしまうけれども、ごみ袋騒動におきましての売上金の積算という分なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） それでは、お答えさせていただきます。

まずは、佐藤議員には、指定ごみ袋の件に関しましてはいろいろ御助言等賜りまして誠にありがとうございます。

今回増額になった部分でございますが、議員、今、御指摘ございましたとおり、売上げが非常に良好だったというところでございますので増額分ということでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 前段に対して後段が非常にシンプルな答弁だったと思っておりますけれども、当時、本当に業務課の皆様方、あえてこの場で私も厳しくお話しさせていただきますれば、以前にもそういうごみ袋の料金改定というのあったのですね。その際にも買占めですとかいろいろな問題があったと。そういったことに対しましての考え方もあったのでしょうかけれども、やはり少し見込み違いという部分と、その辺の考え方が、それ以上に今回は買占めや、あるいは準備という部分に対する不足もあったものですから、今回のようなことを招いてしまい、圏域住民の方々には大変御迷惑をかけたのかなと私のほうでも思っておりますので、担当課も定期的に訪問させていただいて、情報の提供、情報の交換等々もさせてもらったのですが、ただ、それに対する、物がなかったのですが、職員の方々の配慮につきましては、できる形、できる限りで十分にやってもらったという分の認識はあります。これをまた繰り返していただきたくないのです、ここの一時的に指定ごみ袋の売払い量がどんと上がってくるのではなくて、例えば、事前にもう少し余裕を見て8万5,000セットや9万セット持っていれば、個人の

方で本当に今回手に入らなかった方たくさんいらっしゃいましたね。いつ行っても買えないと、もうどうしても駄目だと、人に言ってももらえないとね。電話しても全然あるはずがないと、もちろん譲られないということで、手に入らない方はどこまでいっても手に入らなかったのですね。というところがございますから、やはりこれ大きな反省の課題だと思ってございまして、私もあのとき臨時会等々で、できますれば、個人宅も含めまして1市4町全ての5基礎自治体に対しまして、1軒に対して1袋配らいんという話をさせてもらったところでございました。ある程度想定はできるのですが、想定以上の買占めという分と、あるいは想定以上の特定の行動につきましては、余計に予測ができない部分もあつたりしますので。ただし、一方で、社会的な弱者の方や、あるいは情報の弱者の方々につきましては、後から分かった。そこではもう遅かったですね。たった1日、2日で売り切れるという想定がなかなかどこまでできましたかという部分がございますので、やはりその辺は担保すべきではないのかなと思ってございますので、今後の課題等々に生かしていただければと思っております。

一応ここに質疑も書いてございますが、旧ごみ袋につきましてはいわゆる30枚入りから新しいほうが20枚入りと変わってしまって、私、いろいろなお店に行きますと、どこでも在庫がある状況になってございますが、旧ごみ袋の在庫状況は、プラ45リッター、あるいは普通の燃えるごみ45リッター共にもうないと、あるいは30リッター、小さいやつ、3つともないという認識でよろしいですか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） それでは、お答えいたします。

現在、本組合では、変更前の30枚入りの各種指定ごみ袋の在庫はございませんで、既に小売店への販売も終了しているという状況でございます。

なお、令和6年2月から、20枚入り燃やせるごみ指定袋、今、議員からお話ありましたとおり、販売を開始しておりますことから、小売店での30枚入り指定ごみ袋の在庫がなくなり次第、順次20枚入りに全て切り替わっていくというような状況にあるというところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私があちこちたまに見る感じでは、もう30枚入りはない状況ですね。ほとんど20枚入りに切り替わっているかなと思ってございます。

あと、あわせまして質疑させてもらいますけれども、いわゆる大きな45リッターのほうは、燃やせるごみ袋もそしてプラの専用袋も、これは両方とも今現在販売していらっしゃるということなのですが、最近ここに来まして御要望が強いのが、30リッターの小さい袋がないと、店頭になくはないと。今、暑い時期なので、生ごみが結構頻繁にできれば満杯にしたものを出したい。あるいは、高齢の方が、重いのですよね、45リッターでは。30リッターを使いたいというお声があるのですが、この30リッターはどこに行っても姿も形も新しいものは全く見

ていないような気がしてございますけれども、これはいつ頃導入されるような予定なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） まず、今、小さいサイズがないというところで、大変、圏域住民の皆様には御迷惑をおかけして申し訳ないと思っております。

現在、本組合では、燃やせるごみ指定袋の小サイズにつきましては、今年度分の製作を終了しておりまして、その全てを販売したため、在庫がない状況でございます。

その理由といたしましては、まず、燃やせるごみ指定袋の小サイズの販売数の割合が、令和4年度は燃やせるごみ指定袋全体の約5%程度しかございませんでした。そもそも販売数が少ないために、製作数も少ない状況となっていたところでございます。その中で、今回、買占め等によりまして燃やせるごみ指定袋の不足に伴いまして、当然、指定袋の小さいサイズも同様に買占め等が行われたため、このような状況となっているところでございます。

また、今後、燃やせるごみ指定袋小サイズの販売予定につきましては、新たに令和6年度、業者が決定いたしましたことから、納入時期について確認を行っておりましたが、もともと製作数が少ないということもございまして、製造するラインの準備にどうしても時間が必要であるということがございまして、早くても、今のところ、業者は4月の下旬頃を何とか販売の目途にということで、今、進めているという状況でございます。

燃やせるごみ指定袋の小サイズを必要とされている圏域住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、それまでの間、大変申し訳ございません、燃やせるごみ指定袋を御使用いただければ幸いです。大変心苦しいお願いではございますが、何とぞ御理解と御協力のほどお願いしたいと申し上げる次第でございます。

なお、本組合といたしましても、一日でも早く販売できるように業者と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） まずは、ああいう課題もあったものですから、45リッター、45リッターという、2つの大きめのプラとあとは燃やせるごみ袋を優先して、現在在庫処分をしながら新しいほうに移行しているのだということは十分分かってきました。あとは、その小さいほうに、30リッターのほうにつきましては、全体の5%しかなかったもので、もともとの在庫量が少なかったと。これを新たなラインでということだったのですが、今、業務課長からはっきりと4月の下旬という答弁を頂戴しましたので、私は少し安心ができるということでございますので、全くもうあの袋作らないのですかと勘違いする方も、随分いろいろな声が来ているのですよね。小さなことではなくて、皆さん方、非常に利用される方にとっては大きな問題だと思いますので、質疑を改めてさせてもらったという分でございます。了解します。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

「日程第11 議案第6号 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算」

○議長（関 武徳君） 日程第11 議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について御説明申し上げます。

お手元の議案書の11ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は、令和5年度当初予算に比較し、歳入歳出ともに12億9,053万5,000円を減額し、98億4,215万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算は、12ページ、13ページに掲載のとおりであります。

主な内容といたしましては、施政方針で申し上げましたとおり、衛生費では、特に施設整備事業に関わる経費で、斎場管理運営費については斎場整備事業費として基礎工事及び躯体コンクリート工事、衛生費のごみ処理施設管理運営費については最終処分場整備事業費として基本

計画等策定及び各種調査業務の実施，東部クリーンセンター長寿命化整備事業費として2年目となる基幹的設備改良工事，消防費については鳴子消防署庁舎改修工事及び古川消防署配備の高規格救急自動車1台に積載する高度救命処理用資機材の購入費を計上しております。

次に，14ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は5件で，債務負担行為の期間及び限度額を定めたものであります。

次に，15ページをお開き願います。

第3表地方債は4件で，起債の目的，限度額，起債の方法，利率，償還の方法を定めたものであります。

以上，議案第6号について御説明申し上げましたが，詳細については副管理者から補足説明いたさせますので，御審議の上，御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 次に，金森副管理者から補足説明を求めます。

金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 令和6年度一般会計予算について，ただいま管理者から総括的な御説明をいたしました，私から補足して御説明をさせていただきます。

予算編成に当たりましては，一般廃棄物処理事業や生命財産を守る消防活動など，広域共同処理事業の円滑な推進が図られるよう，各種施策の優先度による実施時期の調整などを行いながら，予算を配分いたしております。

それでは，一般会計予算の主な内容を御説明申し上げます。

お手元の令和6年度一般会計予算に関する説明書の10ページ，11ページを御覧ください。初めに，歳入から申し上げます。

1款1項負担金は，市町負担金，民生費負担金及び高速道路負担金で68億3,212万9,000円の計上で，前年度と比較して8,192万4,000円の増額となるものであります。これは，着工2年目となる新斎場整備事業に係る基礎工事及び躯体コンクリート工事の実施，令和9年度着工予定の新最終処分場整備事業に係る基本計画等策定及び各種調査業務の実施，人事院勧告による人件費の増額が主な要因となっております。

2款1項使用料は，衛生使用料，消防使用料及び教育使用料で6,118万9,000円の計上で，前年度と比較して1,915万7,000円の増額となるものです。

12ページ，13ページを御覧ください。

2項手数料は，じんかい処理手数料などの衛生手数料及び消防手数料で3億1,639万4,000円の計上で，前年度と比較して978万2,000円の減額となるものです。

14ページ，15ページを御覧ください。

3款1項国庫補助金は，1億7,429万3,000円の計上で，前年度と比較して3億4,134万円の減額となるものです。これは，西地区熱回収施設等整備事業の完了に伴い，循環型社会形成推進交付金が減額となるものでございます。

4款1項県負担金は，消防費県負担金で1,501万円の計上で，前年度と比較して52万

9, 000円の増額となるものであります。

2項県補助金は、市町村振興総合補助金及び権限移譲事務交付金で430万4,000円の計上で、前年度と比較して752万5,000円の減額となるものです。

5款1項財産運用収入は、財政調整基金利子収入、大崎ふるさとづくり基金利子収入及び大崎広域新斎場整備基金利子収入で1,581万5,000円の計上で、前年度と比較して29万2,000円の減額となるものであります。

16ページ、17ページを御覧ください。

2項財産売払収入は、不要物品売払収入及び旧西部玉造クリーンセンターの土地売払収入で1,538万7,000円の計上で、前年度と比較して1,435万3,000円の増額となるものであります。

6款1項寄附金は、1,000円の科目設定であります。

7款1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金、大崎ふるさとづくり基金繰入金及び大崎広域新斎場整備基金繰入金で5億6,465万円の計上で、前年度と比較して1億8,846万9,000円の減額となるものです。

なお、大崎広域新斎場整備基金繰入金の2億5,000万円につきましては、着工2年目となる新斎場建設工事に充当するものであります。

8款1項繰越金は、1,000万円を見込んでおります。

9款1項預金利子は、1,000円の科目設定であります。

21ページまでは2項雑入について記載しております。資源物売払料、指定ごみ袋売払料、障害児通所給付費、熱回収施設売電収入などが主なもので、4億8,848万6,000円の計上で、前年度と比較して4,951万円の増額となるものです。

10款1項組合債は、衛生債で新斎場建設工事及び東部クリーンセンター基幹的設備改良工事にそれぞれ充当するもので、11億8,380万円の計上であります。消防債は、鳴子消防署庁舎改修工事及び高機能指令センター署所端末装置などの購入に充当するもので1億6,070万円の計上となり、衛生債と合わせて13億4,450万円の計上で、前年度と比較して9億860万円の減額となるものです。

次に、歳出について申し上げます。

22ページ、23ページを御覧ください。

1款1項議会費は、1,819万3,000円の計上で、前年度と比較して98万9,000円の減額であります。

2款1項総務管理費は、2億6,089万8,000円の計上で、前年度と比較して1,013万円の増額であります。これは主に、児童手当法の改正等に伴い実施する給与システム改修に係る電算委託料の増額に伴うものであります。

26ページ、27ページを御覧ください。

2項企画費は、767万8,000円の計上で、前年度と比較して181万3,000円の

増額であります。これは主に、広報大崎広域に係る印刷製本費の増額に伴うものであります。

3項監査委員費は、1,170万1,000円の計上で、前年度と比較して103万9,000円の増額であります。

28ページ、29ページを御覧ください。

4項市町振興費の自治振興費は、1,488万6,000円の計上で、前年度と比較して65万2,000円の増額であります。

3款1項児童福祉費は、1億5,515万9,000円の計上で、前年度と比較して793万1,000円の増額であります。これは主に、通園バス業務及び給食調理業務に係る委託料の増額に伴うものであります。

30ページ、31ページを御覧ください。

4款1項衛生管理費は、3億6,768万1,000円の計上で、前年度と比較して2億4,216万6,000円の減額であります。これは主に、令和5年度から2か年で実施しております旧西部玉造クリーンセンターの解体関連経費の減額に伴うものであります。

32ページ、33ページを御覧ください。

2項保健衛生費は、13億9,631万4,000円の計上で、前年度と比較して3億9,460万8,000円の増額であります。これは主に、斎場整備事業における新斎場建設工事費の増額によるものであります。

34ページ、35ページを御覧ください。

3項清掃費1目のごみ処理施設管理運営費は、27億6,114万3,000円の計上で、前年度と比較して14億5,910万3,000円の減額であります。これは主に、令和5年度をもって完了しました西地区熱回収施設建設関連経費の皆減によるものであります。

38ページ、39ページを御覧ください。

2目し尿処理施設管理運営費は、11億1,827万3,000円の計上で、前年度と比較して5,035万9,000円の減額であります。これは主に、し尿処理施設4施設の工事請負費の減額または皆減によるものであります。

40ページ、41ページを御覧ください。

3目農林業系廃棄物焼却処理事業費は、令和2年度から実施している農林業系廃棄物の焼却処理経費としまして9,455万9,000円の計上で、前年度と比較して458万1,000円の増額であります。

5款1項消防費1目の常備消防費は、26億5,252万5,000円の計上で、前年度と比較して7,883万円の増額であります。これは主に、職員人件費の増額に伴うものであります。

44ページ、45ページを御覧ください。

2目消防施設費は、2億1,397万5,000円の計上で、前年度と比較して1億3,290万円の減額であります。これは主に、消防救急無線及び高機能指令センター更新整備に係

る事業費の減額、また、鳴子消防署庁舎改修関連経費の増額の差引きによるものであります。

6款1項教育総務費は、8,273万8,000円の計上で、前年度と比較して808万7,000円の増額であります。

46ページ、47ページを御覧ください。

2項社会教育費は、1億2,928万9,000円の計上で、前年度と比較して5,742万円の増額であります。これは主に、大崎生涯学習センター多目的ホールの設備修繕工事等に係る増額によるものであります。

48ページ、49ページを御覧ください。

7款1項公債費は、5億4,564万7,000円の計上で、前年度と比較して2,989万1,000円の増額であります。これは、令和2年度に借入れを実施した西地区熱回収施設等整備事業、令和4年度に借入れを実施した涌谷斎場控室増築工事及び消防救急車両購入等の起債償還が開始になることに伴う増額であります。

8款1項予備費につきましては、前年度同額で1,150万円の計上であります。

これによりまして、一般会計歳入歳出予算の総額は98億4,215万9,000円となり、前年度対比で11.6%の減額となった次第であります。

なお、予算の執行に当たりましては、これまで以上に経費節減に留意するとともに、自主財源の確保につきましては創意工夫を持って取り組み、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第6号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るところではありますが、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（関 武徳君） 午前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

まず初めに、歳入、2款1項1目涌谷斎場使用料806万6,000円で昨年より307万円増でありますけれども、その理由についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） それでは、お答えいたします。

涌谷斎場使用料が昨年度より307万円増えた理由につきまして、一番の要因といたしまし

ては、令和6年度から齋場使用料を改定するため、昨年度に対しまして齋場使用料が約1.5倍となるのが大きく影響しているところでございます。

また、利用件数については、令和5年度に対しまして38件ほど多くなることを見込んでおりますことから、その分の使用料も増えることになるものでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 使用料の改定であれば、涌谷齋場じゃなくて加美町の齋場は昨年と比べて減額になっているのね。それはどういう理由なのでしょう。改定上がれば、一緒に上がってもいいはずなのだけれども、令和5年度の利用者は5年間の加美齋場を見ても816人というところで増えているのですよ、そういうことではどうなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

加美齋場も昨年度よりは増額しております。令和6年度が1,686万2,000円、令和5年度が1,102万7,000円、トータルで583万5,000円ほど増額になります。

これは、全齋場1.5倍、ほとんど変わりませんので、1.5倍ほどに、同じような傾向を示しているというところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 勘違いしたのかなと思います。

次に進みます。

歳出3款1項1目の通園バス業務委託料2,600万円。昨年より320万円の増の理由についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

通園バス業務委託料につきましては、令和3年度に3か年の複数年契約を締結し、令和5年度が最終年度に当たることから、まず、更新をするものでございます。

増額の理由につきましては、貸切りバスの運賃、料金の改定が行われ、令和5年8月25日に公示をされております。具体的な内容につきましては、まず距離単価が100円から130円に上がっております。時間単価が3,740円から4,740円に上がったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 内容は分かりました。

それででありますけれども、通園バスの時間はどれぐらい、一番長い人はどれぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

まず、本園のバスのコースにつきましては、3つのコースを設定させていただいているところでございます。大崎市内、そして加美郡方面、遠田郡方面の3つを設定し、現在運行しているところでございます。

距離的には、園児の体に負担がかからないようにということで、2往復で100キロ程度を目安にコースを設定させていただいているところでございます。

なお、令和5年度の実績につきましては、3つのコースとも90キロで設定をさせていただいて、令和6年度についても、ほぼ同じ距離でのコース設定とさせていただいているところでございます。

あと、時間は、大体1時間20分程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 一般の人たちは1時間20分でもいいと思うのですけれども、やっぱり1時間以内とか、改善してほしいという声なんかはないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） 確かに、どうしても遠方の距離の場合ですと、必然的に距離はどうしてもかかってしまいます。そういうこともございますので、居住地が遠方の場合につきましては、運行距離、乗車時間も当然増えますので、乗降場所を拠点方式としてできるだけ集約することで、バス運行の効率化を図っているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に進みます。

一般管理経費についてお伺いたします。昨年より2億3,600万円減額の理由について、まずお伺いたします。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

まず、主な要因なのですけれども、工事請負費、旧玉造クリーンセンターの解体工事費になりますが、それで2億2,437万4,000円。あと同じく、施工監理の委託料で2億80万6,000円が主な要因でございます。

具体的に申し上げますと、まず、先ほど御可決賜りました議案第5号令和5年度補正予算でも御説明しておりますが、調査解体費用の工事費として、旧玉造クリーンセンターの予算について1億9,920万6,000円ほど減額補正しているところでございます。これは、解体工事に2年間実施することで令和5年5月に入札をしておりましたが、当初6億6,130万円ほど工事費を見込んでおりました。しかし、落札額が3億1,460万円と約47%の落札率でした。このことから、令和5年度の予算計上額は3億6,909万円でしたが、契約額が

確定いたしましたことから、令和6年度の予算計上額が1億4,471万6,000円で、差額が2億2,437万4,000円と減額なったものでございます。

施工監理費も同じような形で、当初1,353万円ほど見込んでおったのですが、落札額が1,026万4,000円でした。落札率75%。この関係で、令和5年度の当初予算計上した額は801万9,000円でしたが、契約額が確定いたしましたことから、令和6年度の予算計上額は521万3,000円で、差額が280万6,000円となったものでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 旧玉造クリーンセンターの解体終了は、先ほど説明あったように令和6年11月頃までということでありましたけれども、周りの地域の方からの苦情とかいろいろなことはなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 地域の上宮協栄会からいろいろ要望等ございましたが、工事に関しては、工事開始してからは、公害とかそういう部分の関係の苦情等は一切ございません。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 公害とかそういう苦情ないということ、上宮協栄会とかに説明はちゃんとしていってるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 上宮協栄会の方も一度うちにいらしていただいて、もし聞きたいことがあれば開示はいたしますということはお話はしております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。

次に進みます。

一般廃棄物最終処分場管理経費6,000万円なのですが、昨年より2,900万円減額されておりますが、その理由についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

これも工事請負費で3,122万1,000円ほど減額が大きな理由でございまして、その他増額となっているものが需用費と修繕料等で83万6,000円、あとは委託料で77万円ほど、合わせて昨年度と比較いたしまして2,965万6,000円、増減ありましたので、その額となります。

この主な理由なのですけれども、これも具体的に申し上げますと、まず工事費なのですけれども、令和5年度に埋立地の第2期遮水シート工事、こちらが5,390万円の予算でした。そして、令和6年度につきましては、第2期土堰堤工事ということで2,267万9,000

円、こちらを計上しているところでございます。

それでは、なぜこの工事をやるのですかと理由なのですかけれども、まず、一般廃棄物最終処分場というのが岩出山にありまして、沢を利用した埋立地でございます。すり鉢状になっておるものですから、小段を設けながら埋立地を造って造成しながら埋め立てるという方式でございます。第1期工事が平成26年に工事終了しております、今回は第2期工事ということで、最初は令和5年度でシート張って、それから土堰堤を盛って埋立地を確保するというような方法で、今回の工事で、令和6年度の工事で完了しますので、その後、令和25年度まで使える予定ということになります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） シートより土堰堤工事のほうが安いということで、今回減額になったと受け止めていいかと思うのですけれども、土堰堤工事は本当にシートより大丈夫なのかどうか。土堰堤というと、ダム工事でよく土堰堤と言いますよね。そういう工事でやって大丈夫なのか、本当に大丈夫なのかという心配もありますけれども、そこら辺、大丈夫なのでしょううか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） ちょっと私の説明が足りなかったので再度説明させていただきますけれども、すり鉢状になっておまして、のり面のところにはシート張ることになっているのです。そして、二重化シートにして、今回はのり面はそれで浸出水を外に漏らさないというような方法になっております。そして、土堰堤というのは、片方は開いているわけなので、そこに土堰堤を築きまして、そこから、埋立地から廃棄物が漏れ出さないようにということで、水は下に沈んでいきますので、一応、工事の内容としては、シート張る作業、それから土堰堤を築くというような方法でございます。

大日向クリーンパークですと、平地にしているわけです。ただ、こちらの一般廃棄物最終処分場については、小段になっているような形なので、その辺御理解していただければと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ちゃんと水をせき止めて、そういう役割もちゃんと果たして大丈夫だということですのでよろしいですね。分かりました。

次に進みます。

次に、歳出、4款3項3目の農林業系廃棄物焼却処分業務についてお伺いいたします。

5、727万円計上されておりますが、まず、安全基準についてお伺いいたします。

人体への影響が無視できると言える放射能レベル、これはクリアランスレベルといいますけれども、レベルはどれぐらいなのでしょううか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 基本的に、放射能の浴びる部分、追加被曝線量といいます

か、ICRPといいまして国際放射能防護委員会というところで定めておまして、追加線量は1ミリシーベルトということで、一応国際的に認められている数字でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これは、福島原発以前もそうだったのですね。同じですね、その前と同じ。ただし、福島原発事故後、特措法によって指定基準として8,000ベクレル以下ということをして設けられていて、同様に焼却や埋立てができるようになったのは、そういう福島原発で特措法で埋立てできるようになったのね。放射能もそういう特措法で制約があったのですけれども、福島前までは特措法の制約を受けることなく、一般の廃棄物同様の焼却は、埋立てはできないということになっていますね、そのようになっているのですけれども、放射能物質に汚染された廃棄物の安全基準は、先ほど言ったように、1ミリシーベルト。8,000ベクレルはあくまでも臨時的、一時的な措置で、安全基準ではないのではないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） ただいまの質問で、ちょっと放射能のシーベルトとベクレルの違いはあるのかなと思って。シーベルトというのは人体に及ぼす影響で、ベクレルについては放射能の濃度、物理的なものに関するものでございます。先ほどお話ししたクリアランスレベルとかそういう人体に影響を及ぼす部分は、シーベルトのことでございます。そして、今、議員おっしゃられた8,000ベクレル、こちらはベクレルで表示しております、我々が処理できる範囲内の廃棄物と、今回は廃棄物となりますけれども、そのような形になっておりますので、その辺がちょっと違っているのかなと思っておりますし、組合の安全レベルというのは、環境省でいろいろ御指導はありましたが、いろいろ処理する段階で、測定回数とか、線量についても、先ほど言ったミリシーベルトのもっと下はマイクロシーベルトといいまして、組合では、国の基準0.23マイクロシーベルトとなっておりますけれども、1ミリシーベルトをもう365日で割っていくわけなのですけれどもね。そして、そういう部分で、組合では、三本木についてはそれをもっと厳しくということで、0.15マイクロシーベルト、そういう空間線量等で厳しく対応しているところでございますし、測定回数につきましても、国の定める基準よりも回数を多くして測定して、それを地域の皆様に公表しておりますとともに、組合のウェブサイト等でも公表しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最近、河北新報や大崎タイムスに放射線量測定が掲載されました。古川の1か所だけの0.06マイクロシーベルトでしたが、1時間で0.06マイクロシーベルトを検出すると、年間どれぐらいになる、ミリシーベルトになるのでしょうか。まずお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 0.06マイクロシーベルトの部分についてちょっと計算はしていませんが、0.05マイクロシーベルトであると、24時間で仮にずっと浴び続け

た場合ということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ずっともし浴び続けた場合というのは、年間に0.438ミリシーベルトになります。

先ほどもお話ししたように、国際放射線防護委員会、ICRPというところで定めた年間1ミリシーベルトの以下にもなっておりますし、1年間、1日当たりの放射性レベル0.23マイクロシーベルト、どちらも、0.05よりは、1日にしても年間にしても下回っているというような状況になろうかと思っております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、年間、0.05マイクロシーベルト検出されると、年間に0.438ミリシーベルトになります。0.01ミリシーベルトのクリアランス、人体の影響だと、レベルだと40倍になるのではないのでしょうか。これはヨーロッパの安全基準0.3も超えるものになっているのではないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 先ほども申し上げましたが、0.01ミリシーベルトですか。（「0.01」の声あり）0.01ミリシーベルトですと、マイクロシーベルトに表しますと、100マイクロシーベルトの値になります。組合といたしましては、国際防護基準、こちらで計算しておりますので、国でもそのような指導になっておりますので、ちょっとその辺のヨーロッパの基準までは知っておりませんので、大変申し訳ないのですが、国際基準としては1ミリシーベルト、年間、追加被曝線量、こういうふうになっておりますので、問題はないものと理解しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 要するに、私、言いたいのは、福島原発以前のように、値にするとそうなるよと、人体に影響及ぼすよということを言いたかったのです。次に進みます。

次、5款1項1目消防費についてお伺いいたします。職員人件費ですが、昨年よりも6,600万円増の理由についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

一般会計予算に関する説明書の51ページに記載はされておりますけれども、令和6年度の人件費、こちらにつきましては、前年度比で給料の部分で約2,700万円、職員手当につきましては約3,900万円、共済費につきましては約40万円の増額となっております。

こちらの増額の主な理由といたしましては、昨年11月の人事院勧告及び正規職員増に伴う給料及び職員手当のうち期末手当、こちらが1,150万円ほど、勤勉手当につきましては1,050万円ほどの増となっております。

また、令和5年度当初予算では定年退職につきましてはゼロということ置いておりましたが、令和6年度当初予算につきましては3名の計上をしていることによりまして、市町村職員退職手当組合の負担金、こちらが340万円ほど増額となっているというような内訳となって

おります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に、所属階級別配置状況はどのようになって、令和6年度なのですけれども、令和5年のときと同じなのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 令和6年度の4月1日の部分というおたただしですけれども、まだこちら、人事異動の内示をうちのほうまだ出しておりませんので、この場では申し上げることはできませんけれども、基本的には同じような形と考えております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そういった中で、今後も同じようになるということでありましてけれども、女性救命士は何名でどこどこに配置されて現在もいるのか、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 女性の救命士の部分につきましては、現状5名、救命士がおります。そのうち、署に基本的には配置をしながら活動していただくということで考えております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） だから、署に配置されていると思うのですけれども、どこどこに配置されているのかと。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 失礼いたしました。

古川消防署、加美消防署、遠田消防署、こちらの消防署に配置しております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今後はほかのところにも増やす方向ですね。鳴子消防署もリフォームして、女性消防士が入ってもいいように、救命士が入ってもいいようになさっていますけれども、そのように受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 令和6年度から2か年にわたりまして鳴子消防署を改築させていただきます。その改築が終わりましたら、救命士含めて、女性職員ということで配置する予定でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に、女性消防士なのですけれども、何名いらっしゃるのでしょうか。どこどこに配置されているのか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 女性消防士につきましては、全部で現状13名おります。配

置につきましては、令和5年の4月の状況ですけれども、消防本部予防課に1名、警防課通信指令センターに1名、古川消防署に4名、加美消防署に4名、遠田消防署に3名というような形で配置しております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、志田分署とか田尻分署とか三本木出張所には、今後は配置される見通しはあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 先ほども申しましたとおり、鳴子消防署の改築が進められるという現状にありまして、まずは、今の現状13名の女性職員という部分に含めましては、署に配置をしていくということを前提に考えております。

その後、施設の改修とかも検討しながら、広めるかどうかという部分も、職員数が、女性の職員数が増えてくれば、そういう部分も当然検討しなくてはならないと考えております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。市民からは、すごく女性救命士とか女性消防士に優しく対応されて、すごくよかったと言われたものだから、今回取り上げました。よろしく願います。

次に進みます。

次に、プラネタリウム事業について、2,300万円計上されておりますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

プラネタリウム事業の主な内容としましては、プラネタリウム番組の制作、それからプラネタリウム館の保守管理に関する経費、そして各種プラネタリウム事業の運営に係る経費などがありますが、主な内訳としましては、プラネタリウム番組制作費として1,645万8,000円計上しております。それから、施設の維持管理経費としまして、プラネタリウムの機器保守管理業務委託料324万2,000円を含む434万7,000円、そして、番組の広報、リーフレット制作に80万円など、需用費計112万円を計上しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 先ほども、議案説明の中で、プラネタリウムの学習支援として、大崎圏内での小学校のバスの支援を令和6年も実施するということですが、全部のそういう大崎圏域の地域の人、一回にはできないと思うのですけれども、令和6年はどのように支援をしていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） このバス支援につきましては、プラネタリウムの経費ではなく2款の総務費に、市町振興費、自治振興費の220万円で、バス支援を来年度も継続して

いくというような見通しを取っておりまして、来年度の利用の見込みにつきましては、37校あるうち30校ほど御利用の申請予定ということで御予約を、今、賜っておりまして、そのほか、自主運行できる学校を含めると、このバス支援を利用する学校含め全ての学校が来年度はプラネタリウム館に御来館いただくというようなことになっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最後にお伺いいたします。

生涯学習推進事業についてでありますけれども、4,700万円。昨年より4,000万円ほど増えているのですけれども、その中身についてお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

まず、生涯学習推進事業の中身でございますけれども、これは、人形劇フェスティバル等の事業運営費、それから生涯学習講座などワークショップの講師謝礼、それから機器の保守管理、そして多目的ホール等の修繕工事費という内容になりますけれども、この4,025万9,000円の増の一番大きな要因としましては、多目的ホールの舞台照明の調光器盤という設備がございます、その更新に係る経費として4,276万8,000円を計上したところによります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 利用しやすいように、今後とも推進していただきたいと思います。

終わります。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） それでは、私からも、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について質疑させていただきます。

まず初めに、歳入でありますけれども、歳入の市町負担金についての増額8,015万5,000円、これについての増額の内容についてお聞きします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

市町負担金は、議員御承知のように、主な費目に分けますと総務費、民生費、衛生費、消防費、教育費とありまして、衛生費についてはさらに細分化されておりまして、斎場、ごみ、し尿となっております。その中でも、前年対比で増えている費目と、あと減っている費目があるのです。今回は約8,000万円ほど増額になっているというところでございますけれども、その主な内容について御説明をさせていただければと思います。

まず、増えた分といたしましては、消防費でございます、こちらで7,444万5,000円ほど増えてございます。何で増えたのというところでございますけれども、こちらは職員

人件費の増ということで約6,300万円ほど増えてございます。あともう一つ、令和4年度債の元金償還が、借金の元金を返し始める年ということで1,700万円ほど増えてございます。

次に、衛生費でございまして、こちら斎場となります。こちら、斎場が3,973万9,000円ほど増えているというところ。こちらは、斎場整備事業の契約締結に伴いまして、年度間の事業費の割り振りが確定いたしました。令和6年度の事業費が前年度の事業費よりも増えたということと、あわせて、一般財源も4,800万円ほど増えているという状況でございます。さらに、こちら令和4年度債の元金償還が増えるということで、1,000万円ほど増えてございます。

斎場関係なのですけれども、斎場使用料の増ということでございまして、先ほど業務課長の答弁でもありましたけれども、1.5倍になっているというところで、こちらは逆に1,800万円ほど、市町負担金が減っているということで、差引きで、衛生債については3,973万9,000円ほど増えているというところでございます。

次に民生費でございまして、こちらが2,106万2,000円ほど増えているという状況でございます。1つ目が人件費の増というところで1,400万円の増。あと、通園バスの業務委託料、こちら先ほどの御質問ありましたけれども、バスの運行費ですね、こちらで約300万円増えている。あと、給食ですね。今アウトソーシングしていますので、そういった委託料で200万円ほど増えているというところでございます。

では減っている部分ということになってまいりまして、総務費で4,350万7,000円ほど減っているというところでございます。この要因としては、こちら先ほど来、議員から御質問ございましたけれども、ごみ袋が実質値上げをしたということで、約5,500万円ほど、その分が負担金が減っていると。あと、制度改正に伴う給与システム、税制関係になりますけれども、そちらの改修の委託料ということで432万6,000円ほどということで、この差引きで総務費は4,350万7,000円が減っているというところでございます。

最後になりますけれども、衛生費。これ、ごみのほうですね。ごみで1,642万円ほど減になっています。では、内容というところでございますけれども、熱回収施設等整備事業費、いわゆる西地区熱回収の関連の工事が皆減になっていると。すっかり工事が終わったので、その分がなくなりましたということで、1億6,700万円ほど減っているというところ。あと、基幹的改良工事等で、東部クリーンセンターになりますけれども、令和5年度と比較した場合5,700万円ほど減っています。今度は逆に、この中でも増えているのですけれども、最終処分場の用地の購入費であったり、基本計画の策定業務の増ということで1億8,700万円ほど増えていまして、この衛生費の中の差引きでいうと1,642万円ほど減っているという内容でございます。

大変長くて申し訳ないですけれども、今の内容でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今、局長から、大変、増加した分と、減額、少なくなった分ということで、大変詳細に説明していただきました。ありがとうございます。

今、そうしますと、いろいろ増えたのもあれば減ったのもあるということで、市町の負担金がこのような金額になったわけでありますけれども、以前に、私たち、市町負担金の推移ということで、この書類を頂いていることもございます。そのときには、令和6年度は68億3,600万円ということでございましたが、若干の差異はありますけれども、その辺の差異はどのように見ればいいのか、お聞きします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） こちら財政計画というものを毎年ローリングしております、議員のお手元にはその最新のもの、たしか議員研修会のおきにお配りした記憶がございます。そこから実際の負担金が少し下がっているという状況でございますけれども、こちらは、その後に予算査定等、新年度分行った際には、徹底した歳出の抑制であったりとか、あと新たな財源の確保等々行いまして、今回、さきにお示しした金額よりも負担金を抑えることができたというところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） そのときの予算算定で、いろいろ若干、金額的に変わるということでした。

この中身見ますと、これから令和7年度も69億1,000万円、これは市町負担の推移ですけれども、それから、令和8年度は69億6,400万円、令和9年度が68億3,800万円、それちょっと令和10年になると70億円超すのですよね。70億6,400万円ということで、そうすると、この組合の結成のときに、この負担額は70億円までで、それ以上しないように抑えていきたいと思いますという、そういう何か約束があったということお聞きしましたけれども、その辺はどうなのか。

それから、令和10年度の70億6,400万円、この辺も今後、先ほどおっしゃいましたけれども、予算の査定とかそういうので、これよりは多分減額なるのかなと思いますけれども、その辺の見込みとか、今後の方針についてお聞きします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

まず、この負担金のアップーでございますけれども、こちらは令和2年の3月に作成いたしました大崎広域市町村圏計画というものがございまして、そちらで、アップーをこの計画期間内は70億円にしましょうということで定めているところでございます。

ただ、ここでいう70億円というのは、市町の負担金そのものが70億円ということではなくて、当然その中には交付税とかいろいろ入ってきますから、市町負担金というのは、広域が直で交付税を頂くことできませんので、市町に入ってきて、その交付税上乗せして広域のほうに負担していただくということなので、この70億円については、あくまでも自分の財布の中のいわゆる真水分として、市町の真水分として70億円というアップーを設定させていただ

ているというところでございます。

議員御懸念のように、今後、大型事業がどんどん出てまいります。令和10年度には、このアップパーを上回る、70億円を超えてしまうと、いわゆる真水分としてですね、状況になってしまいます。ではその分どうするのだというところでございますけれども、単純に考えれば、財政調整基金等充ててということになりますけれども、ただ、今から2年ほど前の議会のときにもあったのですけれども、電気代がぐんと上がったときに、半年分だけで電気代1億円補正予算組んでしまったこともあります。基本的な考えとしては、財政調整基金というのは単純に財源に充て込む性質のものではない、緊急時に何かあったら使いましょうというのが財政調整基金の性格でございますので、極力はそういったことはしたくないと。まして、議員御承知のように、物価等々もどんどんどんどん上がってきます。さらには、人件費、私ども個人的にはうれしいことなのですけれども、人件費についても、国の方針としては、今後まだまだ右肩上がりになる傾向にあるのかなという予測も立ててございます。なので、果たしてこの70億円ちょっと超えたぐらいがこのままでいくのかなと、下手したら、このままもっともつと物価が上がっていけば、極論ですけれども、例えば80億円になる可能性もございます。

なので、この現広域市町村圏計画が令和6年度をもって終了なのでですね。令和6年度中に、令和7年度からまた5年間、新しい広域市町村圏計画をつくります。その計画には、10年の財政計画がぶら下がっています。なので、そのときに、果たしてこの70億円という金額が妥当なのかどうかということも、これ広域単独ではできませんので、当然、市町の財政担当とも話し合いながら、適正なアップパーの金額を定めていかなければならないのかなとも思います。

ただ、市町側でもやっぱり財政厳しいというのは同じことですから、では何か工夫しなきゃいけないということが出てくると思いますね。このときに、私、大崎市からこちらに来て4年なりますけれども、広域行政の大切さというものが改めて実感したと。やっぱり共同事務でやれば、それぞれが別々でやるよりも一体でやったほうがコストの削減も図れますというところなので、これは広域が論じるところではないのですけれども、この先、市町も逆に、いろいろなそれぞれの、例えば介護の認定調査であったりとか、そういったばらばらでやっているようなものも、例えば、分からないですよ、一つにすれば、その分経費が安くなりますから、その分として、最低限かかるのがごみとかし尿とか火葬とかですから、そういった分に充てていくとか、いろいろな総合的な検討も市町と一緒にやっていかなければならないのかなと感じるところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変詳しくいただきました。やはり人生、今、100年ということで、今後、先ほどおっしゃいましたように、今、広域ではこのような組合でいろいろやっていますけれども、それよりまた何か付け加えられて、人生100年、いろいろな問題がありますから、もしそれが入る可能性もあるわけですね。やっぱりそれも、私も聞いていてみて、そうだなと思っておりますので、今後、広域としても検討する課題が多くなるのかなと思っております。

それで、ちょっと聞きますけれども、財政調整基金というのは、この広域ではどのくらい持って、上限というのがあるのか、お聞きします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

この財政調整基金につきましても、先ほど申し上げましたように、分かりやすく言ったら何かあったときのための貯金でございます。こちらは、先ほど申し上げた大崎広域市町村圏計画の中で、その下限値、ボーダーラインというのを設定してございまして、このボーダーラインにつきましても、6億円を下限値にしましょうというところで設定をしているという状況でございます。

現在は、令和5年度末ですと約10億円ほどありますというところなのですが、今後、大型事業が出てきます。なので、当然、市町も負担金として充てるお金が厳しいとなれば、先ほどの70億円を維持するためにこの財政調整基金を充てなきゃいけないという場面も出てきますので、当然このお金は目減りしてくるという状況で見越しております。令和11年度、いわゆる現在の広域市町村圏計画にぶら下がっている財政計画のお尻の年には6億円を割ってしまうという状況になります。ただ、これ、厳密に申せば繰越積立というのを見てございませんので、毎年繰越金が、私どもが執行努力して繰越金が増えていけば、その分そちらに足されていくというところでございますので、極力、現在の下限値である6億円を割らないような事業執行を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 下限値が6億円ということで、今現在のところが約10億円ちょっとというところで、心配されるのが令和11年度ですか、もしかして6億円を割るかもしれないという話でした。

やはり、これから計画されている整備スケジュールの中には、東部クリーンセンター、それから六の国汚泥再生処理センター、それから桜ノ目衛生センターの基幹的設備改良とか、それから斎場整備と、たくさん事業がありますので、やはりこうすると、市町の負担金、やはりそれなりにどの市町もゆとりのある財布の中ではございませんので、いろいろ交付金なり、探っていただきまして、市町の負担金、ぜひ70億円より超えないように抑えていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に進みます。

高速道路の負担金は、先ほど、議案第5号で質疑されておりましたので、それについては割愛させていただきます。

次に、歳出、3款1項1目児童福祉施設運営費についてお尋ねいたします。793万1,000円、この増額の理由について教えてください。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

児童福祉施設運営費につきましては、3つの事業で構成をされております。

まず1つが職員人件費でありまして、こちらにつきましては166万円の増で、令和5年人事院勧告に伴うプラス改定分の増となっております。次に、会計年度任用職員管理経費であります。こちらにつきましては12万7,000円の増で、これも同じく令和5年人事院勧告に伴うプラス改定分の増となっているものでございます。最後になりますが、一般管理経費でございます。こちらにつきましては611万4,400円の増で、こちらは通園バス業務委託料、そして給食調理業務委託料の増となっております。これら3つの増を合わせますと793万1,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 人件費と、それから会計年度の職員と、それからバスということで。

児童福祉施設、今年度から始まった運動機能支援、それから視覚的支援の療育状況。この効果、また、課題についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） それでは、お答えさせていただきます。

まず療育状況でございますが、令和5年度から、園児の障害の特性に応じまして、運動機能支援でありますとか視覚的支援を取り入れた療育を行っております。この療育の実施に当たりまして、令和2年度から、外部講師を招き研修を重ねてまいりました。

運動機能支援の内容といたしましては、座る、立つ、歩くなどの身体を大きく使うことで姿勢保持や体幹の強化につながる粗大運動でありますとか、あと、箸を持つとか絵を描くなどの手や指先を使うことで、食事や衣服の着脱等、生活するための動作の成長につながる微細運動というものを療育に取り入れているところでございます。こちらの効果につきましては、まず、身体面、発達が促されますので、それにより安定して体を動かすことができるということが挙げられます。

次に、視覚的支援の内容につきましては、言葉での理解が難しい園児に対しまして、絵カードを用いて伝えるという内容となっております。これを行うことによりまして、指示が容易にまず理解できるようになるということと、あと、それによって一日の見通しが持てるようになり、安心して生活を送ることができるという、そういった効果が挙げられます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございました。

今回、このような運動機能、それから視覚支援、言葉、それからカードでされているのですけれども、この辺の、今年度から始まりましたけれども、この課題について、職員の研修ですね。その辺、関わる先生方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、その辺の研修はどのようにされているのかお伺いします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

まず、課題の部分につきましては、障害の種別、程度、状況等、園児一人一人によって当然違いますので、その支援に当たっては、基本的知識に加えて応用力がまず必要であると考えておるところでございます。この部分について、令和6年度につきましては、そういった部分の支援についての研修を計画しております、講師等謝礼につきましても今年度1万5,000円の予算計上をさせていただいております。

今後も研修を継続的に実施いたしまして、職員のさらなる知識と技術の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いろいろな障害の子供さん、この障害の生まれる確率というのは、人口の割合に対して必ず人数が決められているみたいなのですね、人口統計から見ると、障害の子供は生まれにくいということはないそうなのです。必ず割合で生まれてくるわけで、やっぱりそういう子供たちは健常の子供とは一緒にいられませんので、こういったほなみ園とか、こういったところでしっかりやっていただくと御家族も助かると思います。

今回、医療的ケア児が6名いらっしゃいますけれども、新入園ではいらっしゃらないのですか。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） お答えさせていただきます。

令和6年度については、医療的ケア児の新入園児はございません。在籍園児のままということになります。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） それから、医療的ケア児の保健師さんは、前2人だったのですけれども、そのままなのか。

それから、もう1点聞きます。

令和6年度からDX導入ということで、父兄へのメール配信、今までできなかったのが今度メールで配信されるということ。今の小中学校も全部父兄にはメール配信なのですけれども、こういったときに親御さん是对応が大丈夫なのか、その辺だけお聞きします。

○議長（関 武徳君） 柳川ほなみ園長。

○ほなみ園長（柳川 敦君） まず、医療的ケア児の対応の職員ということで、現在、看護師2名の配置で対応をさせていただいております。それで、前と人数の変更はございません。2名体制で行っております。

次に、DXの部分でございますが、こちらにつきましては、令和6年4月から一応導入開始ということで予定をしているところでございますが、今回はアプリケーションを使って行うわけなのですけれども、スマートフォンを所持していない保護者の方というのがやはりどうして

もいらっしやいまして、その場合の対応につきましては、従前のお便り等に関しましては紙による配布になります。あと、緊急時の連絡対応については電話対応とならざるを得ないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 分かりました。ありがとうございます。

最後に行きます。

6款2項2目生涯学習振興費3,882万4,000円の増額内容についてまずお聞きします。

そして、プロポーザルでの入札と聞きましたけれども、この業者選定はどうなっているのか。以前に、これは令和5年度で債務負担されていますけれども、その入札状況についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

今2点ほど御質問いただいたうち、まず最初に、生涯学習振興費3,882万4,000円の増についてお答えいたします。

これ、先ほども鎌内議員からの御質問にお答えしたものと重なるのですけれども、まず、生涯学習振興費としましては、これ、先ほどの工事費は生涯学習推進事業でございますけれども、それを含んで、プラネタリウム事業、それから視聴覚事業、これ3つの事業の経費として生涯学習振興費というのがありますけれども、この中でも、この3,882万円の増というのは、先ほどの多目的ホールの照明設備、調光装置を更新する経費が大きな要因でございます。

そして、もう一つ質問ありました一般投影番組の入札状況というところでございます。

この一般投影番組につきましては、まずもって小さなお子様からお年寄りの皆さんまで幅広い世代の皆さんが星空や宇宙に関心を深めていただくということで、なるべくキャラクターを活用した集客力のある映像番組、これを選定しようという費用でございますけれども、従来は、学習センターに設置した番組検討委員会という委員会で決定した番組を随意契約で契約、購入しておりました。それを令和2年度からは、単なる随意契約、単なる番組の購入ではなくてプロポーザル方式に変更いたしまして、作品内容、それから集客のための関連企画、そして番組の持つキャラクターの持つ集客力、それらを総合的に評価できるような方式に変えまして、その結果、番組だけじゃなくて様々な付加価値がつくようになったところから、最小限の経費でもって最大限の効果を上げるような、そういった番組選定となっております。

そのプロポーザルにける場合には、実施要領というものを定めまして、この期間はこういった対象のお客様をメインとした番組にするかとか、そういったものを決めます。そういったテーマに即した番組、そしていろいろな広報戦略を公募型のプロポーザルで公募をかけまして、そういった取扱い業者が参加してまいります。

これまでのプロポーザルには、番組を扱う業者というのは全国に6社ほどあるのですけれども、そのうちの多いときですと4社、少ないときですと2社ですね。平均すると2.8社の参加があるというところ。そしてまた、プロポーザルですから、上限額を設定するわけです。平均すると、その設定上限額に対しては、落札率という言い方しますと96.4%ほどの金額で入札してくるという、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いろいろ説明されましたけれども、これは、毎年この一般投影番組制作委託というのをやるのか。何年ごとにするのか。ちょっとその辺のところ教えてください。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

これは、毎年です。春夏秋冬、4シーズンに分けて、そのうち秋冬、冬春番組として3作品、そして、春夏、夏秋番組として2作品、計5作品を、毎年そういったプロポーザル方式で提案していただいたものをプロポーザルの審査委員会で優先交渉権者を選定して、プラネタリウムを投影しているということになります。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 毎年、このところには1,645万8,000円かかっているのですけれども、委託料ね。やはり毎年4シーズンということで、かなりのやはり金額的にはなると思うのですけれども、それを毎年するという、その効果、やっぱり費用対効果考えて、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） かなりの金額なものですから、そういった議員のおただしもそのとおりだと思います。

そういった費用に対して、なるべくお客様が来て喜んでいただくように、様々な仕掛けとかしているわけですが、そういった番組をもし自作でやった場合はどうなるかということ、オリジナル作品でもやはり同じ以上の経費がかかってしまうという。一般的な番組ですと、ほかの館にも売るわけですから。オリジナルとなると、うちの1社、1館しか使わないとなると、やはりそれだけ経費というのは高くなるものですから、かつてはオリジナル制作していった時期もありましたけれども、現在は、もう既に出来上がっているものの中から私たちが選定して投影しているというところでございます。

なるべく費用対効果上がるような集客力を上げなくてはいけないということは、重々認識しております。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 最後になりますけれども、東北唯一の、ほかにはないプラネタリウム館です。やはり集客の周知方法、そのところにも少し力入れていただきたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計、それにつきまして順次質疑をさせていただきます。

まず、2款4項1目でございます。圏域市町職員研修事業でございますけれども、私も人材育成という観点があるものですから質疑をさせていただきたいと思っておりますが、まず、内容からお伺いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） こちらは、大崎広域市町村圏計画、先ほど横山議員のときにもお話ししましたけれども、果実事業を活用いたしまして、構成市町の職員とか組合職員が直面する行政課題とかそういったものを学んで、広域的に研修を実施することで職員間の交流を図りながら、職員の資質向上及び地域住民のサービスを向上につなげるということを目的にこれまで実施しているというところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） たまたま現在、大崎地域で世界農業遺産、もちろん認定されてございますけれども、これに関係して私もいろいろ人事交流という現場の部分で、大変、大崎市以外のほかの町から来ていただいている職員の方々、本当に一生懸命頑張っていただいて、またここで得た人脈とか知見というのをお互いに発揮していただいているという経過がずっとございまして、大変大きなそういう結果、成果、まさしく人的な果実があるのではないかと感じていたことございまして、この議案の中でのこの部分につきましては、研修会だったりですとか、あるいは人事交流というのももちろんこれに入ってくるのでしょうかけれども、大変これはすばらしいと思っております。また、以前、色麻町から女性の職員の方が世界農業遺産関係で来ていただいて、本当にすばらしい働きぶりをしていただいたということもございました。もちろん加美町あるいは美里町、そして涌谷町という人事交流もある中で、そういったお互いの町とか市の事業とか施策の仕方を、仕組みを覚えると、理解し合うというのは、大変本当に1市4町のこの絆、この広域圏としての今後の組合行政についても大きな役割を果たすのかなと思っております。あまり数多く人的交流とか研修会というのはできないのでしょうかけれども、ここの分、十分念頭に今後とも進めていただきたいと思いますと思っておりますが、その観点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほど横山議員さんの答弁の中でもちょっとお話ししましたけれども、やはりこの1市4町、この広域圏というのは、まさに一緒にやっていかなければ

駄目だと、私、広域に来て痛感しているというところでございます。

そういった意味でも、この当組合での役割としてできるのが、こういった交流を含めた研修事業が最大になってくるのかなと感じてございます。過去5年間でございます、延べで897名の受講者をカウントしてございます。内訳として、市町村が180名の方参加をいただきました。あと、組合職員が546名。その他ということで171名。この171名には議員皆様も当然入っておりますし、最近の傾向として、どうせ研修会を開催するのだからやっぱりその道のトップランナー、ある程度知名度のあった方、それでその知名度あった方を招聘することによって聞きたくなるというふうな、そういったことで、いい素材をこちらで用意させていただくというのが使命に思っておりますし、今後、そういった形でこの事業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 特にやっぱり広域の職員の方々というのが、どちらかというと市民窓口ということよりも下がった段階での、組織の中での従事されるという業務が大変多うございますので、いわゆる市あるいは町でそういった方々との人事交流ですとか、今お話がありましたけれども、何か研修会の中ではっと気がつくような、あるいはそのモチベーションが上がるような研修会というのを随所にちりばめてというまでできないかと思うのですけれども、予算も少額ですからね、それをこなしていただいて、多くの方々に、やはり組合の職員として、あるいは1市4町の職員としてよかったと思ってもらえるような体制づくりを今後ともしていただきたいと思っております。

内容が分かりましたので、次に移らせてもらいます。

4款2項1目新斎場整備事業における広報及び進捗率という質疑でございますけれども、いわゆる広報というのはやってはいただいているわけなのですが、やはりいまだに松山斎場を御利用されているという方々の中には、やはり松山斎場いつまでなのですか、あるいは、正直びっくりもするのですけれども、廃止になることが分からないという方がもちろんいるわけなのです。これ当然、やはり広報重ねていくということは、当時いろいろな中でのお約束としての一つということでも私も認識をしておりますので、やはり分かりやすい広報に努めていくのだということもございまして、また、あわせまして、現在の新斎場整備におけます、古川小野地区の斎場整備の進捗率いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 松山斎場廃止に伴う住民の方への周知についてということなのですが、これまでの周知方法といたしましては、年4回組合で発行している広報誌大崎広域にて、松山斎場と古川斎場の統廃合、それから、今、新斎場を整備している事業者名とか工事の内容、それから運営スケジュールなどを掲載して周知しております。

次に、大崎広域のウェブサイト、こちらでも組合のホームページからアクセスできるような外部リンクを掲載しております、その中で、同じく古川斎場と松山斎場の統廃合、それから

新斎場の工場の状況写真，それから事業者が毎月地域に配布している工事日より，そういったものを載せております。

それから，今後の周知につきましても，今まで同様，組合で発行している広報大崎広域に松山斎場の令和8年度廃止の情報発信，そういったものを掲載させて努めさせていただきます。

そのほか，当該自治体になる大崎市，それから美里町の広報にも併せて情報掲載をしていただくよう，依頼をしていきたいと思ひます。

それから，（「進捗」の声あり）はい，新斎場の工場の進捗ですね。こちらにつきましては，令和6年の3月末時点の進捗率については，全体工期で見ると12.2%になります。令和5年度分といたしましては，前回の議員全員協議会の中でお話しさせていただきましたが，若干令和5年度分の出来高クリアできないということで，令和6年度予算に繰越しの手続をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） いわゆる広報という観点からは，まだ早いとかということではなくて，やっぱり分かりやすく見やすいという広報誌，誌面づくりと，あと年配の先輩方，割とウェブページと言われてもぴんとこなかったりとか見なかったりしますので，やはりその分のアナウンス，また，場合によっては，区長会ですとか，こういった各地域に対するアナウンス等々も必要になってくるのかなと思ひますので，これも併せて令和8年に向けては万全にやっていただきたいと思ひてございます。

次に移らせてもらいます。

4款3項1目でございます。新最終処分場整備事業における計画策定・調査業務の内容につきましてという部分なのですが，議員全員協議会含めて何度か答弁頂戴してございますので，同じことを割愛させていただきたいと思ひてございますが，そもそも論ではないのですけれども，議案審議ですので，各構成されている市町でございますけれども，その各構成市町への依頼内容ですよね。どういう依頼内容を各構成する市町にされたのかという部分で御紹介いただきたいと思ひのですが，いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） その依頼というのは，候補地選出時にどういう形で依頼したのかということだと思いますけれども，依頼の内容といたしましては，まず，3ヘクタール以上の平地であること，それから地権者及び当該区長さんの同意を得ていただくこと，そういったことを条件に出させていただいております。その時点で，既に組合では被覆型で造りますよということはお話ししております。それで，1か所以上の候補地をお願いいたしますというお話をさせていただいた記憶がございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 議案審議ですからこの程度にと思っておりますけれども、ポイントが3ヘクタール以上の平地であること、そしてあとは当該地権者の方々含めた区長さん方の同意であること、あと3つ目、被覆型であるという前提をお話ししているということ、あと1か所以上の選定をお願いしますということが依頼と。逆にそれ以上のものではないということですね。細かい附帯はつかないで、今言ったことをポイントとしてお願いして、あとは各自治体で、1市4町で選考いただいたという流れでよろしいのですね。答弁いいですか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） そうですね、今お答えさせていただいたことのほかに、依頼したときに、既に立地回避区域も併せて出したのが条件としてはありました。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 事前に議員全員協議会とか議会側としてもお示しをさせていただいておりました立地回避区域、これも除外するのだというところが出されたということ了解しました。

それでは、次の質問させていただきます。

5款1項2目でございます。こちらで備品購入費なのですが、更新内容並びに時期は適切かと書いてございますけれども、ちょっと消防関係だったかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） よろしくお願いたします。

消防の備品の購入ということで、全部で3点でございます。

1点目が車両等の購入費となります。これにつきましては、高度救命処置用資機材、全部で15種類あります。これを消防施設整備計画に基づきまして整備するというところでございます。この消防施設整備計画につきましては、先ほど来、局長から言いましたけれども、市町村圏計画であったり組合の財政計画の基盤となるという消防の計画ということになりますが、この計画に基づきまして資機材を購入することになります。

これにつきましては、当初、令和6年度につきましては、車両と高度救命資機材のセットで購入する予定でありましたけれども、施政方針にありまして、昨年10月に福島県国見町から高規格救急車の無償譲与が決定されたことを受けまして、資機材のみの更新といたしました。来年度、資機材を整備いたしまして、この譲与された車両に積載して運用開始するということの計画としているところでございます。

次、2点目につきましては、無線の購入費ということになります。

無線は2点ございまして、まず1つ目は、消防本部を除く無線基地局4か所の直流電源装置の更新となります。この直流電源装置につきましては、停電時に非常用発電機が自動で始動するまでの間、これは約二、三分かかるわけなのですけれども、この停電の間、発電機が始動するまでの間、無線通信を維持するためのバッテリーとなります。無線、4か所の無線基地局に

つきましては、鳴子温泉地区に設置する岩渕、鬼首基地局、加美町に設置する薬菜基地局、涌谷町に設置する篁岳基地局、これらの基地局にあるバッテリーということになります。

3つ目といたしましては、古川消防署を除く消防署所8か所に設置する指令システムの一部となります署所端末装置の更新となります。この署所端末装置につきましては、指令センターから災害に出動する消防署所に自動で音声指令を伝えるための機器となります。そのほかにも、指令センターと相互に緊急通報ができる、いわゆる直通電話というところなのですけれども、そういった機能も備えられているというところになります。

これら以上3点の購入ということです。

いずれにつきましても、更新時期ということもございましたけれども、先ほど来お話をさせていただいておりますが、それぞれ使用年数であったりメーカーの推奨年数、耐用年数というものは過ぎていくものもございますが、消防の施設整備計画に基づきまして計画的に購入をしているというところでございます。

以上となります。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 分かりやすく懇切丁寧な答弁を頂戴しまして、なお重ねてよかったと、ちょうどよかったとも思っておりますけれども、消防の備品とか、あるいは更新管理につきましては、臨時会も含めた議会でも度々、私を含めた議員各位からも質疑、質問等々がなされている部分であると思っております。有事の際にやっぱり使える、そしてあと有事の際に活用ができるという観点から、適切な更新時期、減価償却、こういったこと考えられるというのは極めて大事なことだと思っておりますし、あわせて、ドローンですとかいろいろなその所要資機材で、現行で活躍ができるようなものについてはどんどん導入してくださいという話がこの議会からもなされているということだと思っておりますけれども、それは今、無線と、あと消防自動車に関係するものですか、お聞きしましたので、こちらにつきまして、高度救急処置用資機材更新ですね、今お聞きしましたので、これに関しましては内容が分かったところでございましたので、次に移らせてもらいます。

6款2項2目の件でございますけれども、生涯学習推進事業費でございました。先ほど、多分、質疑の中でちょっと私、大変恐縮だったのですがちょっと中座してございましたので、かぶってしまうのかも分かりませんが、更新工事の内容を端的にお伺いできればと思っております。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。先ほどのお答えと重なるかもしれませんが、端的に説明いたします。

この主な内容としましては、多目的ホール舞台照明調光器盤の工事ということになります。これは、引き込んだ電気をコントローラーを通して各照明器具に振り分けるわけでございますけれども、その分電盤が5つほどございます。そしてまた、調光器盤の中の操作卓のソフト

ウェアの更新，それからその調整作業などが工事の内容となってまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解でございます。

大崎生涯学習センター，いわゆるパレットおおさきでございますけれども，共用開始から25年，四半世紀経過している状況ですよね。一般的に25年たつと，ほとんどの資機材，備品関係というのは減価償却に達するかと思うのですよ。時代の問題もありますよね。消防見てください。今までの流れでね。もちろん緊急性や人命ということもございますよね。その点，この大崎圏域に冠たるパレットおおさきが，私はそのままにしておく，見過ごしてきているというのは，非常に，どういうことなのかなと思っているわけですよ。プラネタリウムそのものについては，ケイロンⅢ，大変なすばらしい本当にプラネタリウムでございますして，圏域の子供たちとか皆さんでゆめっこパスポート事業等々含めて来ていただいている。その一方で，あれだけ施設の備品も活用させていただいているのに，これが消耗をそのままにしておくということはいかがなものかと非常に思っております。今回は多目的ホールの舞台照明調光器盤更新工事ですよ，4,776万8,000円。ちょっと私も音楽を好んで聴くほうであります。普通，照明というのがありますけれども，音響とセットなのですよ。ちなみにこの25年間，音響関係の設備というのは，どうですか，更新というのをやって，私も8年ほど前に広域の議員でしたけれども，聞いたこともないのですが，25年間，照明も今回初めて大規模な改修するのか，あと，あわせて，やはり照明と音響ですよ。音響関係どうなっていますかね。ひょっとして壊れたままにしている，使えないものもあるような状況ではないでしょうか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

ただいま議員に御指摘いただいたとおり，開館25年で，いろいろところで経年劣化が進んでいるというところでございますけれども，職員の創意工夫で，だましましと申しますか，本当に苦労しながら維持，補修に当たっているところでございます。必要な部分については，市町村圏計画にしっかりと位置づけながら，財政計画にのっとった形で整備事業を進めさせていただいているところでございます。

今，議員からおただしがあつたホール関係の整備につきましても，今，平成22年度からの整備のリストがあるのでございますけれども，例えば，令和4年度ですとワイヤレスマイクの全交換であるとか，それから，その以前についても，照明のコンプレッサー等の修繕とか，必要なものについては最小限の経費でもって行っているところでございまして，今後も，そういった優先度定めながら，年次計画の中に，財政計画の中に位置づけて着実に更新してまいりますので，御理解いただきたいと思ひます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） いや、理解しませんね、私は。今の発言は、前段はよかったのですけれども、後段の財政関係というのは、教育次長から言うことではないですよ、それは。やはり事務の所管ですから、所管の状況を、私、端的に聞いたのですよ。音響が使えないものがあるという事は事実かどうかの確認をしたいのですよ。それは大丈夫ですか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） 今、議員からおたのだしのとおり、実は、今年度の11月にCDのプレーヤーが、我々の主催事業の最中に動かなくなってしまったという、そういった事例もあつたりいたします。それについては速やかに、ほかの利用者の方に迷惑かからないように、速やかに修繕をしておりますので、これからも必要なところはしっかりと直していきながら、利活用に資するようしていきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 実はの答弁ですから、やっぱり初め言いにくかったのかもしれませんが。私は議員のほうですから関係なく言わせていただくと、やはりこれも大変問題ですよ。照明とか音響関係を、25年間ある意味放置してきたと受け取られかねないような、私は、内容かなと思っています。非常に、今まで一体どうしたのだろうと、職員の工夫とか知恵といっても、なかなかかなうところもあれば、機械そのものってかなわないわけですよ、やっぱりどうしても。使い方の問題等々もあるかもしれませんが。やはりそれは予算の中での問題もありますし、もちろん負担金、あとその全体の生涯学習とかにおける費用というものもあることかと思うのですが、その言えない分を私がお話ししますと、ここは優先的に予算づけを私はすべきだと思いますよ。やっぱり直すときにはきちんと直していかないといけない。音響大事。照明と一体のものなのですよ。だから、まずこの辺ぐらいでいいんでねえか今年はと、この次音響ね、この次こうねと、そういうふうな、あまりこう、考え方ではなくて、直すときには、25年でももう遅過ぎるわけなのですよ。音響といっても、PAとかマイクとか、あとその他もろもろ、たくさん機器材ありますからね。相当時代も変わっている。これも相当使えないものがあるはずなのですよ。私も相当数あちらに行って、たまには司会進行やったりですとか、それ以外のイベント関係に顔出したりですとか、事業関係見させてもらっているところがございます。非常にすばらしい立派な施設です。その施設を圏域住民の皆さんに使っていただきたい。ならば、その備品関係は、きちんと更新設備を整えさせていくというのは、私は使命だと思いますよ。広域全体の、その総合学習に対するね。その辺の位置づけとかその在り方というのは、教育長、今日、出席されていますから。いかがですか、その点は。

○議長（関 武徳君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） 貴重な御意見ありがとうございました。細かいところをさらにチェックしながら、音響とそれから照明、並びにその他の細かい備品についてもさらに調査を深めまして、新しいものを買そろえたり修繕にもっと力を入れたり、努力をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私は本当にパレットおおさきの役割は大きいと常日頃から思っている部分でございますので、もちろん予算の問題あります、重々承知でございますが、やはり直すときにはきちんと整備をするのだと、直すのだと。これを気持ちよく使っていただいて、もっと交流人口ですとか、圏域住民の交流人的促進も図っていくのだという観点からぜひとも予算づけ、来年以降も含めてなのですけれども、お願いできればと思っております。

最後の分になります、債務負担行為、ちょっと1点だけ。下の2つは割愛させていただきますけれども、訴訟事務委任事務での現支出と見込み額と書いてございますが、これ債務負担行為では、額なかったのですよね。決められないということもあつたのでしょうか、その辺の現支出額、そして見込みについて、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今回、裁判関係につきましては、上限額、限度額を設定してございません。議員から、これまでの支出内容とこれからの見込みというおただしでございます。

提訴から令和5年の第2審の結審まででございますけれども、これまでに要したお金というのが1,304万8,191円となっております。こちら、前回の議員全員協議会で、今後の動向等につきまして副管理者の金森から御説明をさせていただいたところでございますけれども、6月6日に第2審の判決が出ます。この際に、弁護士先生の交通費といたしまして26万8,140円が新たに経費として発生すると。この段階で、6月6日の段階で結審すれば、我々被告でございますので、被告側が勝つたというふうになれば、この段階で新たに成功報酬というところで100万8,150円がかかってきますと。これら2つで127万6,290円ということになります。これまでの経費と合わせますと、6月6日で結審したと仮定すれば1,432万4,481円ということになります。この6月6日の時点でどういう判決が出るか分かりませんが、2審の判決を不服として原告または被告が最高裁に上告するとなれば、今度また新たな弁護士費用等々が発生してくるという流れになってございます。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

14番平吹俊雄議員。

○14番（平吹俊雄君） 14番平吹でございます。

45ページですね。5款1項2目消防施設費でございます。この中で14節の工事請負費1億6,648万5,000円と、補足資料の4ページ、そこに鳴子消防署改修工事1億6,467万円あるわけです。それで、ここで先ほどの請負費を差し引きますと181万5,000円が減っているわけですが、その減っている金額は何なのか、工事改修の内容をお願い

いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 理解できましたか。

板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） すみません。差額ということでしょうか。（「はい」「差額だね」「差額の理由だ」の声あり）差額ということですか。（「差額の理由」の声あり）

○議長（関 武徳君） 平吹議員，今，手挙げ質疑でありますけれども，その担当するほうがうまく聞き取れなかったようでありますので，もう一度はっきり質疑してください。

○14番（平吹俊雄君） 5款1項2目14節で，45ページで，工事請負費1億6,648万5,000円なっています。それで，補足資料で4ページですけれども，鳴子消防署改修工事1億6,467万円になっております。それで，これ差し引きますと181万5,000円減になっているわけですが，この181万5,000円の工事内容何なのかとお聞きしたいのですが，いわゆる説明書の工事請負費の中には，要するに鳴子消防署の改修工事が入っていると思うのですが，そのほかに何かあるのですか。

○議長（関 武徳君） 理解できましたか。

それでは，板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） こちらの差額，私もちょっと確認しておりませんでした，このほか鳴子消防署の改修工事以外は入っていないという形になります。工事費ですね。すみません，確認させていただいてお答えさせていただければと思います。現状ちょっと確認まだできませんので，すみませんが，お時間いただければと思います。

○議長（関 武徳君） 本来，通告いただいていた質疑であれば，当然，答弁もしっかりと準備ができて十分なお答えにつながるのだと思いますが，なかなか今の質疑のやり取りの中では，十分に答弁者側も質疑者側の意思を酌み取れない中の状況下でありますので，もしよろしければ，後日，担当でしっかりと確認いただければと思います。

そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） それでは，質疑がないようでございますので，これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論があるようでありますので，御指名を申し上げます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 反対です。議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算については，農林業系廃棄物の焼却処理以外は，全面的に賛成であります。（「よし」の声あり）

反対の理由であります。

農林業系廃棄物の焼却処理に当たっては、空間線量及び各種放射性セシウム濃度の監視体制で、国のガイドラインで定めている基準値内となっているということですが、福島原発事故以前は、原子炉等規制法によって、セシウムの場合、キログラムに当たり、一般的に100ベクレル以下とされました。ところが、福島原発以後、特措法によって、指定基準として8,000ベクレル以下廃棄物については、放射能物質に汚染されたものに該当しないことにされ、一般の廃棄物と同様に焼却や埋立てができるようになりましたが、8,000ベクレルはあくまで臨時的、一時的な措置で、安全基準ではありません。クリアランスレベルとは、人体の影響が無視できると言える放射能レベルのことで、1年間当たり0.01ミリシーベルトを超えないよう決められた濃度のことで、これが100ベクレルであります。

今月3月8日付の河北新報に東北3県の、大崎タイムスには宮城県北各地の3月7日時点の放射線量測定値が掲載されていました。河北新報の説明書には、事故発生前の最大値、宮城県0.05マイクロシーベルト、福島県0.04マイクロシーベルトと書かれています。0.06マイクロシーベルト以上のところは、福島県内8か所、宮城県内では古川の1か所だけあります。1時間で0.05マイクロシーベルトを検出すると、先ほども柴岡課長から答弁ありましたけれども、年間0.438ミリシーベルトになります。0.01ミリシーベルトのクリアランスレベルの40倍で、ヨーロッパの安全基準0.3ミリシーベルトを超えるものになっています。

以上により、焼却により放出している放射能汚染物質は、人体に影響を及ぼすレベルになっていることは明らかであります。焼却処理は直ちに中止することを強く求め、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（関 武徳君） そのほかに討論はございますか。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4番横山悦子でございます。

議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計について、原案に対し賛成の立場から討論を行います。

ただいま鎌内議員から、一般会計の事業の中の農林業系廃棄物処理事業に関する発言がありました。平成23年3月の東日本大震災で発生した農林業系廃棄物の処理については、400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の処理について、特措法では一般廃棄物と位置づけられていることから、本組合としても、国や県の助言を受けながら、厳正、厳格に処理が進められております。

大崎圏域は、県内でも最も多くの汚染稲わらや牧草を抱えており、本組合では、施政方針に書かれておりますが、令和6年2月末現在での処理実績は1,916.15トン、全体計画量の約53.4%の処理が現在終了しております。引き続き、全体計画量3,590トンに対する処理残量1,973.85トンも、これまでと同様に、国の基準さらには厳正な自主基準を

厳守の上、安心・安全の上に進められることを望むものであります。

また、金森副管理者からは、令和6年2月9日、議員全員協議会の冒頭、農林業系廃棄物試験焼却に対する住民訴訟について、1月25日に開催された控訴審の第1回口頭弁論について説明されました。裁判所からは、控訴人の認証申出が却下され、争点については、立証、主張立証は尽くされていることから、弁論を終結すると報告されました。

以上のことから、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計についての賛成討論といたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） ただいま令和6年度の予算につきまして、原案に反対する立場、賛成する立場からそれぞれ討論がありました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） それでは、これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 武徳君） 御着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。（「議長、動議」の声あり）

2番佐藤弘樹議員。

ただいま、2番佐藤弘樹議員より、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。

資料作成のため、暫時休憩をいたします。

再開は、午後3時といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（関 武徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、2番佐藤弘樹議員から、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしております。

これから、それぞれの議席に附帯決議案を配付いたしておりますけれども、附帯決議案に対しての質疑のある方は、発言通告書を御提出願いたいと思います。

暫時休憩をいたしますが、再開は3時10分といたします。

質疑の用意のある方は、所定の手続をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時06分 再開

○議長（関 武徳君） 再開いたします。

「追加日程第1 決議案第1号 議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議」

○議長（関 武徳君） 日程追加いたします。

令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されました。提出者から提案理由の説明を求めます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私から、議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議につきまして、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

本日の議員全員協議会、9時15分から開会されてございますけれども、この新最終処分場候補地選定の結果につきまして皆さん方のお手元に配られたところでございます。

その前に、この附帯決議の内容につきましては、今回可決いたしました一般会計予算のうち、3款3項1目、最終処分場整備事業費の部分でございまして、こちらに対する附帯の内容となっております。

まずは、平成26年度竣工の大崎広域大日向クリーンパークが令和12年度を埋立完了予定であることから、新たな最終処分場の整備を目的としまして実施をするということで、この事業費が今回予算で可決したところでございます。

なお、これは、周辺環境に配慮しました被覆型の処分場建設を目指すものでございまして、令和6年度予算の中では、用地購入関連経費、そして処分場建設に係る調査、測量関係経費を計上しているという分でございまして、議員全員協議会の資料につきましても、今後のスケジュールという部分につきましては、質疑が議員4人からございましたけれども、1次スクリーニング、そして、各構成市町から1か所以上の候補地を受けての今回の議員全員協議会の資料配付となっております。3次スクリーニングの結果、建設候補地としまして色麻町が選定されているという内容でありました。

この中で、今後、この予算の中で進めていくに当たりまして、特に前段の質疑でも多くありましたのが、説明をきちんと果たすことであると。周辺環境に留意することはもとより、周辺、近隣の地域に対する説明を今後とも重ねて行っていくという答弁もございましたし、その質疑がなされたところでございますので、今後の最終処分場の整備につきましては、十分な説明責任を尽くし、また、周辺環境に配慮した処分場整備であることはもとより、周辺地域の住民に今後とも十分な理解を図った上での計画を進めることということで、附帯決議の提案理由の説

明とさせていただきます。

議員皆様方の御賛同を申し上げ、説明と代えさせていただきます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから、決議案第1号議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対する附帯決議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 武徳君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、先ほど14番平吹議員からの質疑に対し、櫻井消防長から、保留しておりました件につきまして答弁の申出がありますので、これを許します。

櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） 先ほど議案第6号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算の14番平吹議員の議案質疑について消防本部側の答弁が滞ったということで、議案の進行に支障を来した部分で執行部を代表いたしましておわびを申し上げます。

改めて補足をさせていただきますと、一般会計予算の説明書45ページの工事請負費の金額と、補足説明書の4ページ、鳴子消防署改修工事の金額の差異についてということでございます。

予算の説明書45ページの工事請負費については、鳴子消防署の庁舎改修工事の工事請負に併せまして、加美消防署と遠田消防署の女子更衣室の改修工事、2か所合わせて181万5,000円がプラスになってございます。補足説明の45ページについては鳴子消防署の庁舎改修工事のみの金額でございますので、この差異、差額181万5,000円、これは、女子更衣室の改修工事の費用ということでございますので、一般会計予算の説明書のほうが181万5,000円高くなっているというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

「日程第12 議案第7号 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」

○議長（関 武徳君） それでは、日程第12 議案第7号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 2 番佐藤弘樹議員。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） それでは、議案第 7 号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

大崎地域広域行政事務組合議会会議規則におきまして、議場における携帯品等について、現在の規定が、関係市町議会の会議規則や全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、以下地方三議長会と呼ばせていただきますが、地方三議長会で定めます標準会議規則と比較して実態にそぐわない規定となっている点について見直しを行い、改正するものであります。

具体的には、組合議会会議規則で、議場への着用または携帯を禁止する携帯品のうち、写真機、電磁的機器及び携帯電話については、スマートフォンにその全ての機能が集約されており、関係市町議会の会議規則や地方三議長会の標準会議規則においても携帯品として禁止していないことから、禁止規定から除外するものでございます。

また、地方三議長会におきまして、標準会議規則における携帯品の名称を時代に即した名称に改めることが協議され、「外とう」「えり巻」を「コート」「マフラー」に変更し、障害などを持つ議員が議事参加のために議場に車椅子やつえなどを持ち込むことは不可欠であることから、会議への出席に必要と認められるものについては、議長による許可制から届出制に変更されたため、組合議会会議規則においても同様の改正を行うものでございます。

あわせて、委員会における携帯品の規定がないため、今回新たに規定するものであります。

以上、議案第 7 号につきまして御説明を申し上げますが、議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

3 番鎌内つぎ子議員。

○3 番（鎌内つぎ子君） 議案第 7 号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑をさせていただきます。

電磁的機器とはどういうものを指すのか、あわせて、携帯電話だけでなく写真機や電磁的機器を削除するのはなぜなのか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 佐藤委員長。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） それでは、お答え申し上げます。

電磁的機器の件でございましたけれども、電磁的機器とは、コンピューターにより電磁的方法で処理する機器でございまして、電子メールの送信や電子データの書き込み、そして録音、記録ができる機器を指すものであります。具体的には、パソコンですとかタブレット端末、あとは IC レコーダー、デジタルビデオカメラなどでございます。

また、あわせて、削除する件についても多分質疑があったかと記憶してございますけれ

ども、携帯電話だけではなくて写真機や電磁的機器を削除するのはなぜかということなのですが、携帯電話、特に現行ではスマートフォンと通称言いますが、このスマホには、当然のごとくカメラ機能やパソコンと同等のあらゆる機能も備わっていることから、このスマートフォンの持込みを可能と改正した場合に、写真機や電磁的機器を禁止することは合理性に欠けるということがございますので、削除させていただいて、今回提案をするものでございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

○議長（関 武徳君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号大崎地域広域行政事務組合会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

「日程第13 一般質問」

○議長（関 武徳君） 日程第13 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4番横山悦子でございます。通告に従いまして、一般質問、大綱2点、よろしく願いいたします。

1点目、ネーミングライツを活用した財源確保について。

①財源確保への有効な手法について、大崎地域広域行政事務組合としての考えについてお伺いいたします。

スポーツ施設や文化施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけ、公共施設の命名権を企

業が買うビジネスがネーミングライツです。運営の財源確保のための手法としてネーミングライツが注目され、取り組んでいる自治体が多くあります。企業にとっては、公共施設には人がたくさん集まるため、企業の宣伝になることが挙げられ、企業にとっても非常に大きな宣伝効果になります。企業と自治体、この組合との双方にもメリットがあると考えます。

ネーミングライツは有効的な財政運営の一環となり、今後、大崎地域広域行政事務組合として新斎場設備、新最終処分整備事業、大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良工事等計画されている大事業があります。また、施設の管理運営、行財政運営にも効果的な財源確保のため、大崎地域広域行政事務組合としても、歳入確保のためネーミングライツを活用した財源確保が重要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、施設や新斎場の取組の考えについてお伺いいたします。

大崎地域広域行政事務組合には、消防庁舎施設、大崎生涯学習センター、一般廃棄物処理施設、大崎広域ほなみ園、それから、建設予定の新斎場等、多くの施設がありますが、ネーミングライツを活用した施設や新斎場名の取組の考えについてもお伺いいたします。

なぜ今回財源アップの話ばかりと思われませんが、人件費、光熱費、資材高騰等、全てが物価高騰、値上がりの状況であります。交付税算入などの見込みがあると思いますが、財源の心配からの質問となります。

大崎地域広域行政事務組合では、ごみ処理施設売電収入約1億5,500万円、施設の照明をLEDに交換し電気料の削減、玉造クリーンセンターの土地売却、不要となった車両の売却等、経費節減に御努力されていることに敬意を表します。しかし、以前に配付された資料の中に1市4町の自治体も財源状況も、申し訳ございませんが、どの市町も余裕などない状況かと推察されます。ぜひネーミングライツを活用した財源確保について検討していただきたく、御所見をお伺いいたします。

次に、大綱2点目、飲料水等の自動販売機契約や公有財産を活用し、さらに広告収益を推進することについてお伺いいたします。

まず、大崎地域広域行政事務組合の自動販売機台数と公有財産規則に基づく賃借料の徴収状況についてお伺いいたします。

これも収入アップの財源確保のためであります。組合が所有する財源を最大限かつ有効に活用することは、自主財源を活用する上で非常に重要であります。自動販売機の設置は、大きな増収につながる可能性があると思います。

昨年8月、大阪の松原市、人口11万5,000人を視察した際、取組の説明をされましたが、平成21年からスタートし、市有地にある35台、自動販売機全てを、平成23年度までに公募に変えたところ、約400万円ぐらいの使用料から約1,300万円まで増えたそうであります。ちなみに令和5年度は960万円でした。

大崎地域広域行政事務組合の清涼飲料水の自動販売機台数と公有財産規則に基づく賃借料の徴収状況についてお伺いいたします。

また、広告収益のため、この大崎地域広域行政事務組合は、国道108沿いで、自動車の交通量が多く、大変立地のよい場所に建設されています。この条件をフルに活用し、公有財産のフェンスなどに広告掲載も考えてはいかがでしょうか。大崎市では、鹿島台中央野球場や松山球場の外野のフェンスに広告が載っております。広告収益推進についても伺いいたします。

次に、飲料水等の自動販売機契約の公募による実施について伺います。

宮城県では、清涼飲料水の自動販売機を、一般入札制度により事業者を募集し設置しており、一般入札で財源確保されています。大崎市では、今回初めて新庁舎の2台の自動販売機の公募を実施したところ、これまで請求していた、路線価や建物の建築年数から計算し、行財政財産使用料は2台で20万円くらいでしたが、公募による入札結果では116万円まで行きました。今後、契約更新時には、公募を検討されてはいかがでしょうか。ぜひ実施されますよう、御所見をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 横山悦子議員から、大綱2点、御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

初めに、大綱1点目のネーミングライツを活用した財源確保についてでございますが、今後の財政運営について御心配をいただきましてありがとうございます。提案も含めてのおただしがございました。

まず、財源確保への有効な手法についての考え方につきましては、構成市町の財政状況が厳しい中、当組合といたしましても財源確保の取組として、議員からも御紹介いただきましたように、中央クリーンセンターの売電はもとより、新たな取組として、使用頻度の低い車両の売払い、施設のスペースを活用した有料看板の募集、中央クリーンセンターの発電に関わるグリーン電力証書事業による付加価値の売却に着手しております。さらには、令和6年度中に実施を予定している売電契約を現在のFIT制度から新制度を活用したFIP制度へ変更することで、圏域内の小売電気事業者との契約が可能となり、電力の地産地消、また、この契約とセットで組合施設が市場よりも安価に買電できるスキームを取り入れることとしており、このことにより電気料金の削減にもつながるなど、様々な工夫を凝らし、財源確保と歳出削減に努めているところでございます。

議員からおただしのネーミングライツにつきましても、新たな財源の確保として活用できる大変有効な手段であると認識しており、現在、調査と検討を進めているところでございます。したがって、今般いただきました御質問を受け、早期の実現に向けて取り組んでまいります。

消防施設や斎場等へのネーミングライツの取組についてでございますが、特殊施設でもございまして、先行事例を見ましても体育施設や文化施設が中心となっており、斎場や消防施設に

ネーミングライツを活用している事例は探しかねている状況でございまして、ちょっと難しい要素もあるかもしれませんが、工夫が必要でないかと思えます。また、これらの施設等の特性上、ネーミングライツ事業にそぐわないものではないかという段階でございまして、いろいろ検討してまいりたいと思えます。

組合の構成自治体の中では、議員が所属する本党の提案により、大崎市でも新年度からネーミングライツ事業を導入しているところでございました。御提案いただきましてありがとうございました。

当組合におきましても、ネーミングライツの導入に向け、他自治体の先行事例などを調査し、その取組を加速させてまいります。

大綱2点目の飲料水等の自動販売機契約や公有財産を活用した広告収益を推進することについてでございますが、自動販売機台数と公有財産規則に基づく賃貸料の徴収状況につきまして、全体として合計13台の自動販売機を設置しており、内訳としては消防施設に9台、衛生施設に4台を設置しております。また、これとは別にパレットおおさきに設置されております自動販売機が2台ございますが、これらは管内2つの福祉団体から売上手数料を同団体の活動資金に充てる目的で設置の申入れが出ましたことから、無償で設置を許可しているところでございます。したがって、先ほど御説明させていただきました13台の設置に伴う目的外行政財産使用料として現在は年間約20万円の収入があるほか、設置条件として、売上げの状況による販売手数料も年間総額約100万円程度、別途納入いただいているところでございます。

飲料水等の自動販売機契約の公募による実施についてでございますが、自動販売機を設置する際は、原則、希望する事業者様より販売手数料の見積りを徴収し、最も条件のよい事業者から行政財産の目的外使用許可申請を出していただいております。したがって、先ほども申し上げましたように、使用料と手数料を頂いている状況となっております。このことは大崎市からも問合せがあり、大崎市でも、新年度から当組合の手法を取り入れることとしております。

続いて、公有財産を活用し広告収入を推進することにつきましては、先ほども御紹介申し上げましたように、今年度から新たな事業として、施設のスペースを活用した有料広告を募集しており、初年度は本庁舎の北側国道に面したフェンスに広告スペース6区画を募集したところ、現在5件の申込みをいただいている状況にあります。

いずれにいたしましても、引き続き、組合職員が一丸となり、知恵を出し合いながら新たな財源の確保に取り組んでまいりますので、引き続き御指導よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今、管理者から詳しく説明いただきましてありがとうございます。

まず、ネーミングライツについては、今後、調査、検討していくということで、ぜひこの件のところはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、飲料水ですね。一応は、この13台ということで、パレットに2台が無料で設置

されているという、どのような話合いでそのようになったのか分かりませんが、やはりその辺のところ、いま一度検討していただきながらやっていただきたいと思っております。

それから、フェンス6区画中5区画が申込みされるということで、多分この北側ですね、108の。この反対側がおおさき道の駅、ここもかなり多くの市民また県外からもたくさんいらっしゃいますけれども、そちらと、それから東と南のフェンス、結構あの辺も空いているわけなので、その辺はどのように今後検討されるのか、そのように検討の余地があるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

有料広告のスペースでございまして、議員からは道の駅側というところが人目につくところというところで一番大きいところだと思います。こちら、議員も御承知のように、この道の駅を整備する際に、単なる道の駅ではなくて、防災拠点としての道の駅ということでございます。それで、この消防庁舎と一体で防災拠点ということに位置づけているという関係で、有事の際は、あそこのフェンスを取り払って災害対応等に臨むということになっておりますので、それらの活動の支障にならない、妨げにならない程度で、今後、そういったものを検討してまいりたいと思います。あわせて、手始めに、今回はこの1等地、この108号に面したところというところでございますけれども、それ以外の場所につきましても、今後、スペースを、有効な場所を職員の中で洗い出しをして、新たな広告主の募集等図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

それから、パレットおおさき、学習センターの駐車場のところですね。あれも本当に、病院に行く方とか、結構あの通りも多くの皆様が通りますので、あの辺のところも、パレットおおさきも学習の場でございますので、いろいろな方、県内外からも来られますので、その辺のところは今後検討してほしいわけですが、その辺はどのように思っておりますか、お伺いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） こちらも含めまして、トータルで、有効な設置場所について洗い出し等行ってまいりたいと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 飲料水と、それからネーミングライツ、しっかり、大崎市の事例もいろいろ参考しながら、やっぱりやっていただきたいと思います。

終わらせていただきます。本日ありがとう。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、消防本部の職場環境についてお伺いいたします。

パワハラ等のハラスメントの対応でございます。

パワハラとは、上司から部下へ、また、先輩から後輩へ、立場を背景にした嫌がらせであります。ハラスメントは、苦しめること、悩ませることを意味し、相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。警察官や自衛隊、消防等でパワハラ、ハラスメントが騒がれていますが、消防本部ではそういったものはないのか、お伺いいたします。

また、パワハラ、ハラスメントが起きた場合、職場環境の悪化を招くだけでなく、住民サービスの低下にもつながり、住民からの信頼を失うことにもなりかねない大変重大な問題です。どのように対処するのか、お伺いいたします。

さらに、人材育成担当と各署等の情報連携は機能されているのか、お伺いいたします。

最後に、今後の進め方について、職場環境をよくするために、どのようなやり方、進め方についてやるのか。職場が生きがいを持ってしっかり職務を遂行してもらうための対応についてお伺いいたします。

次に、大崎広域新最終処分場候補地の選定についてお伺いいたします。

大日向クリーンパークが令和12年4月に埋立終了になるため、新たな施設整備が求められています。新たな施設整備には3年を要するため、令和9年度に建設工事開始しなければなりません。基本設計や生活環境調査、事業選定等に約2年を要し、令和6年度に用地取得を行い、建設用地として1か所以上の候補地、平場面積3ヘクタール以上を、令和5年5月、本日、用地、建設用地として色麻町が選定されましたが、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

令和12年度の供用開始までのスケジュールについてお伺いいたします。

また、隣接する地域住民への説明については、議員全員協議会の中でも、説明するということでしたが、反対があった場合の対応についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 鎌内つぎ子議員から、大綱2点、御質問賜りました。順次お答えしてまいります。

初めに、大綱1点目の消防本部の職場環境についてでございますが、まず、パワハラなどのハラスメント対応策についてでございますが、令和4年11月に消防職員のパワーハラスメント行為により職場の秩序を乱すという事案に対し、懲戒処分を行いました。消防が人命に関わる業務である以上、一定の厳しい指導、訓練は必要であります。業務の適正な範囲を超えた指導及び言動は、断じて許されるものではありません。

当組合では、令和4年2月に大崎地域広域行政事務組合職員のハラスメント防止等に関する規則を制定し、ハラスメント相談窓口の設置、相談等の問題解決を図るためのハラスメント防止対策委員会の運用に関して定めております。

令和5年3月議会において、佐藤弘樹議員からその必要性について御質問、御助言も賜り、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、個々の能力を十分に発揮するとともに、生き生きと仕事に取り組むことができる職場づくりを図るため、昨年10月に策定したハラスメントの防止等に関する指針に基づき、総合的なハラスメント対策に取り組んでおります。

さらには、本年2月に、大崎地域広域行政事務組合職員懲戒処分基準を改正し、パワーハラスメントの項目を新たに設け、免職から戒告までの処分基準を明確にすることで、不祥事の抑止を図っているところであります。

消防職員の対応策といたしましても、年度当初に消防長がハラスメントの撲滅を宣言し、自ら各所属に赴いて、風通しのよい職場づくりの実践について意見交換会を実施しております。また、全職員を対象としてアンケート調査を行い、ハラスメントの撲滅に向けた取組に関して意見を求めたところであります。

さらに、総務省消防庁消防大学校で客員教授をされている山崎洋史氏を招いて、職員の指導とハラスメント予防についてをテーマに講演をいただき、管理職を含む127名の職員に研修を行ったところであります。

人材育成・活躍推進室では、若手職員の中途退職の解消、ハラスメントの根絶及びコミュニケーションによる風通しのよい職場づくりを目的に、昨年12月から1月にかけて今年度2回目の意見交換会を実施したところであり、仕事や家庭での不安や悩みを聞き取り、解消に向けたフォローを実施しているところであります。

住民の生命、身体、財産を守るという崇高な志を持った消防職員に採用され、人材育成にも力を入れている中で、残念ながら中途退職する職員もいる現状であります。

退職の理由といたしましては、消防以外の新たな仕事をしてみたいという理由や家族の事情により家業を継がざるを得ないという職員もおりましたが、これまでに職場におけるハラスメントを理由とした退職は認められておりません。

今後におきましても、ハラスメントのない魅力ある組織づくりと、将来の圏域の安心・安全を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、大綱2点目の新最終処分場候補地の選定についてお答えいたします。

まず、令和12年度の供用開始までのスケジュールについてですが、先ほどの議員全員協議会でも御報告させていただきましたが、構成自治体への建設候補地の決定報告を行った後、令和6年度に建設候補地とその周辺地域を対象に、当該自治体と連携し説明会を開始、開催する予定でございます。先ほど予算に対する附帯決議にもしっかりと対応して進めてまいりたいと思います。

事業の進め方といたしましては、令和6年度から令和7年度に地質調査と測量業務を行うとともに、基本計画の策定と基本設計を行い、令和8年度に実施設計、令和9年度から令和11年度の3年間で建設工事を実施の上、令和12年度の供用開始を予定しております。

隣接する地域住民への説明会につきましては、当該地域の地権者や周辺住民への説明会のほか、隣接する自治体の周辺住民への説明会につきましても開催することとしております。

これら地権者、周辺住民への説明会の開催に先駆け、当組合が想定している施設と同様な気仙沼市の最終処分場の現地視察を行うことも含めて、説明会を実施したいと考えております。日程等につきましては、今後、当該自治体、隣接自治体と調整をさせていただくこととなります。

最終処分場は社会生活において必要不可欠な施設でありますことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しつつ、地域住民の皆様へ丁寧な説明を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） まず初めに、パワハラ等のハラスメントについて、結構いっぱいいろいろとやっているみたいでありますけれども、先ほども市長からの答弁ありましたように、全職員のアンケート、これ、誰書いたか分からないようなアンケート、ほかでもそういうことやつても出てこなくて、それぞれの自分のパソコンありますよね、それで、パソコンの中でアンケートをさせて、誰書いたか分からないようにやったらいっぱい出てきたという、ほかの自治体あるのですよ。

本組合ではどのようなアンケートをしたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

今、アンケートという部分なのですけれども、こちらにつきましては、職員が必ずスマートフォンをお持ちになっているということを踏まえまして、スマートフォンの中でできるようなGoogleのサービスがありますので、そちらで設問をつくりながら回答していただくということで、基本的には無記名でさせていただいております。

ただ、議員言ったように、結構無記名で多く出てきたというような話もありましたけれども、なかなかやはりいっぱいという部分はなくて、抽象的な話もあつたりとか、いろいろな部分というのが少しずつ出てくるのかなという感じではおりますけれども、具体的なところというのは、今現状としてはまだないということです。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 無記名で相手は分からないような状況でやっても、出てこない。すごい、今、結構、全国的にも、警察官とかそういうところで出ていて、自衛隊も、実際に裁判とかなってからのだからね。具体的には、今度、男の方が訴えていますし。そういうことで。

それで、先ほど市長の答弁の中でも中途退職、この5年間で何人ぐらい辞めたのかお示し

てください。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 5年間ということですので、令和元年度から令和5年度、今年度の現状までということで、19名退職しているという形になります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） すごいね。年齢構成言ってください。何年働いたかも。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） それでは、簡単になのですがけれども、令和元年度につきましては20代が3名、30代が1名、令和2年度につきましては20代が1名、令和3年度につきましては20代が2名、30代が1名、40代が1名、令和4年度につきましては20代が3名、30代が1名、40代が2名となっております。最後に、令和5年度につきましては20代が3名、30代が1名となっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 何年働いたかというのも聞いたたのですがけれども、3年とか5年とかあると思うのですがけれども。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 令和元年度につきましては、在職年数が3年から10年までの職員ということになります。令和2年度につきましては在職9年、令和3年度につきましては在職4年から23年の職員、令和4年度につきましては在職3年から24年、令和5年度につきましては在職3年から9年というような在職年数となっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 途中自ら退職した方は何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 基本的に、この辞められた方につきましては、自ら辞めているという形になります。

自ら辞めたという部分の内容といたしましては、新たに自分の希望をする職種にリクルートしたとか、あとは、家業ですね。こちらを、親の年齢が高齢化したためにやはり自分が継がなくてないという、想定外の部分ということで、家業を継いだりとか、そのような内容となっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 実際に途中退職とかもろもろして、先ほど19名ということありました。19名の中の13名が別な職種。本来であれば、自分が憧れて消防士になりたい、救命士になりたいと入ってきて、命一番、財産とかそういうのを守るために、生きがいを持って入ってこられた方、そういう方が途中で辞めるというのは、ほかに転職と書いてあるけれども、転職どころではないよ、20代、30代ですよ、40代、ほとんどが。少し考えたほうがいいのではな

いですか。

要するに、アンケート調査しても全然出てこないというのが問題なのです。こんなことあり得ないですよ。4人とかですよ、去年は。私、前回は聞いて、これもしかしたらパワハラでないかと心配して今回質問、心配してね。本当に、だんだん、こうしたらいなくなるよ、若い人たちとか、入る人がいなくなったら困るじゃないですか。そこら辺ですけれども、こうしたいろいろな指針、さっき立派な指針、管理者からいっぱい出されました。指針や規則、私も規則も見ました。規則なんか立派過ぎて、これあつたら誰もそういうことないと思うのです。表向きだけ立派でもね、そういう規則は職員全体にしっかりと届いて認識されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） お答えいたします。

まず、パワハラアンケートについてでございますけれども、今、総務課長からは、スマホで回答ということですね。無記名でというようなところでございます。

それで、私も昨年度から消防長就任して、昨年度から第1回のアンケート調査を行いました。もちろんスマホで回答するというところでございますが、やはり無記名ですから、議員おただしのよう、やはりいろいろな実名も出てきています。個人名も出てきています。そういったものについてはしっかりと聞き取りを行いまして、限りなくグレーだというようなものについては、しっかりと説諭をして、再発防止というのも、総務課、人材活躍室も含めて、活躍推進室も含めて、昨年度からやっております。

しっかりと、やはり消防本部のパフォーマンスに終わらせるなよというようなことで、しっかりそういった実態調査というようなほうに結びつけながら、やはり組織の浄化というようなものにも結びつけようとして昨年度からやっておりますので、そういったアンケートが実態調査に、そしてハラスメントの防止に役立つというようなものも信じながら、今年2年目ということでやっております。

また、若手の早期離職、退職、転職というものにつきましては、やはり全国的な傾向と言ったらもうおしまいなのですから、これも全国的な傾向なもので、来年度、新年度になりますと、全国の消防長が集まる総務委員会というものが北海道でございます。そこでも、特に若手職員の離職、転職、そういったものの対策についてということで、意見交換をしながら、全国的な傾向でありますけれども、それが傾向に終わらせずに、当消防においてもしっかりとそういった処遇の改善も含めてということで、1つの例を挙げれば、先ほど来年度の当初予算お認めいただきましたけれども、例えば給料面で一概に改善できないものについては、例えば管理職を増やして、長年勤めながら目標とすべき役職であったり階級であったりというような枠を広げていこうとか、いろいろなそういった処遇なんかも改善をしながら、私も高齢期職員にはなりますけれども、若いも若きもお互いを尊重しながら輝ける組織をつくっていこうということで、この間も退職の挨拶をさせてもらったわけなのですけれども。

あと補足として、議員には、今月に入りまして大崎市の3分署をつぶさに御巡視いただきましてありがとうございました。そういう中でもしっかりと具体的な意見なりを聞き取った部分でございますので、今後もそういった具体的な施策を打ちながら、ぜひそういった組織なり、パワハラの対策というようなものも進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分署を回って歩いたときには、分署のほうは大体、ハラスメントについてとか、月1回みんなで申合せ、いろいろな話したり、あとは、岩出山分署ではリスペクトして仕事しようとか貼っているの。私は分署については、いいなと思ったのですよ。ちゃんと努力されていると、気をつけているという感じはしました。消防本部は何か人の目を気にするような感じがあるので、何だかおかしいな、ちょっと堂々とやっぱりやってほしいし、相談しやすい環境に、小さいところは目配り心配りはできるが、大きいところというのは、そうはいかない。病院とかも小さいところはいいのです、すぐ手だて取ってもらえるから。大きいところになると分からないのですよ。だから、大きいところが4人一気に辞めたりするから、相談しやすい環境になっているのかなと。そして、分署に行くと、ハラスメントのそういうとかで人事課の人たち顔出しますかと聞くと、全然顔を出しませんと言っていたのね。だから、やっぱり現場に行かなくては分からないのね。そういう点では、相談しやすい環境にはなっているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） まさしく消防職員の人事を預かる者として、本当に不徳の致すところで本当に申し訳なく思いますけれども、消防本部においても、もうしっかりコミュニケーションとかそういったものもできる環境にもございますし、悩み相談、そういったものも、特に現場とまた消防本部で、業務の中で、やはり違った雰囲気もございますので、そういったところは垣根も取り払ってということで、私もフランクにお話できるような環境はつくっているつもりでございましたが、そういう職員の意見もあるということであれば、しっかりと私も引き継ぎながら、今後の組織的な改善なり、明るい将来に向かって組織を打ち立てていくというような部分もしっかりと引継ぎをしてまいりたいと思ってございます。よろしく願いいたします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） いろいろと先ほども管理者から答弁あったように、いろいろ研修したりいろいろなことやっている。それが職場にどのように還元されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） まず、そういったアンケート調査で、いろいろな施策というのは、前年度には研修会やってくださいということでございましたので、私も消防大学校でお世話になりました山崎先生に大崎の地に来ていただいて、より多くの職員に聞いていただいて、

それがまたあしたにつながるというようなところと、あとは、先ほどのアンケートの中では、実名こそ出ないものの、やはり管理職というようなキーワードも出ますので、私をはじめ、管理職も襟を正しながら、しっかりと振り返りをしなくちゃいけないというようなところは、そういった月に1回は必ず会議いたしますので、そういった委員会も含めて、そういった会議にも管理職自ら、そういったところは、しっかりともう1回振り返って、二度とないようにというかそういったところで、職員からもそういった意見が出ないように、本当に思いやりを持って接するようという具体的なお話をしながら。やはり意見交換という中でコミュニケーションがなかなか図られないと人間不信になってというようなところもございますから、そういったコミュニケーションが一番大切であろうというようなところを説きながら、職員と意見交換をしているというところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 管理職に対しての意見とか上司の意見だね。そういうことは改善されたのですか。そういうアンケートなんかで出されたものは、徹底的に改善してほしいのです。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） それはしっかりと、やはり今後も、名前が挙がる挙がらないではなくて、そういったところの雰囲気がかかるとあればというようなところがございますので、具体的なところをしっかりと示しながら、そういったところは是正するように進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今後の課題なのですけれども、今後ともばっちり研修とかいろいろやっていくということなのですけれども、研修と対話ですね。職場の対話、コミュニティー、先ほど言ったように、そういうことなかったら、目気にしながら働いて、本当に心病んで、20代、30代、40代で辞めていくというの、私は本当に、人ごとじゃなく、私も病院にいたときは、辞めていくの、そういう神経をやられて辞めるのです。だから、ここの人たち辞めて別なところに転職、そういうのなんかないよ。すごい気持ちで入ってきているわけですので、そこを大事にして、きちんと研修、対話、今後どのように進めていくのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） 管理者にも御答弁いただいたように、やはり消防の業務、保安業務ということで、人命救助であったり災害の早期防御であったりというようなものは当然必要なものになってきますので、それに伴う訓練であったり研修というのは、時には厳しい状況もあるかもしれません。ですけれども、そういったところのしっかりと張り、スイッチオン、オフというようなところもしっかりと持ってということで、厳しいところはもしかするとあるかもしれません。それが業務の適正な範囲を超えないというような部分と、しっかりとそういったところの研修をしながらというの、あとは意見交換、コミュニケーションを図りながらといったところを研修で醸成されていくと。あとは、コミュニケーションというの

は、ふだんのめり張りを持った業務、訓練の進め方というようなところと、あとは過敏に、何かパワハラ、そいつパワハラでないかとか、過敏にというようなところがしっかりと職員が認識をしていないというところもありますので、そういったところもしっかり研修をしながら、めり張りを持ったスイッチオン、オフをしながら業務を進めてまいりたいと思ってございます。

○議長（関 武徳君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 私からもこのハラスメント防止対策、私、委員長になってございまして、消防も、そのほかの衛生も一般も、全部私が管理をしているという立場から、今、消防長から話がありましたけれども、こういった対応をしても、やはり若干、全然ないということはありません。やはり若干のものがあるということで、実は今年の10月にハラスメントの防止等に関する指針、まさしく先ほど、規則は非常に立派ですけれども何か分からないというようなお話がありました。これを分かりやすく、事例をつくったものを実はこの指針に盛り込みました。これを読むと誰でも分かる。

あともう一つ、皆さんが勘違いしているかもしれませんが、逆ハラというのを多分御存じだと思うのですが、上司が例えば職務命令をしたことで、職務を遂行しないことを棚に上げて、それパワハラですよねと言うのは、これ逆パワハラになるのです。つまりそういったものも入れた指針を、今年の10月に策定いたしました。幹部には説明会も開きましたが、まだまだ全職員には、これ一応メール配信はしましたけれども、やはり読んでいないということもありますし、やはり全職員に、今、議員さんからお話いただいた内容も含めて、しっかりと通知したいと思いますので、ひとつ御理解を賜ればと思うところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） まさか副管理者、ごめんなさいね、そういう責任者だとは。一番コミュニティーのいい人が。本当に徹底してほしい。パワハラとかハラスメントがないように徹底していただきたいと思います。次に進みます。期待していますからね、副管理者。（「ありがとうございます」の声あり）

次に進みます。

次に、新最終処分場候補地の選定については、管理者から答弁いただきました。スケジュールで一番心配しているのは、三本木というか隣接している地域での説明会のときに反対があった場合どうするのですかというのは、答弁はなかったのです。答弁をお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） これも議員全員協議会でお答えしたのとちょっと重なってしまうかもしれないのですが、建設候補地の周辺住民から反対があった場合は、先ほど三本木地区からいただいている内容を御紹介させていただきましたけれども、改めてその周辺地域の方とお話をしながら、内容を確認した上で、皆様に誠意を持って丁寧な説明を重ねさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） お話をして説得してだけでは、やっぱり納得いかないと思うのですよ。

その地域の人たちにきちんと受け入れないと駄目なのね、先ほど要望書あった内容のように、ちゃんと内容を受け止められるかどうかなのね。そこら辺をきちんと説明するのかどうかということと、なぜこういうこと聞くかということ、斎場のとき思い出してくださいよ。全部駄目だったでしょう。そして仕切り直したのですから。そんな時間ないのですよ。令和12年って、このさっき管理者の答弁のように、令和12年までのスケジュールはぎりぎり、大変な事態ですよ、これ。だから心配して聞いているのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） ただいま議員から受け入れるということの重要さというのを御指摘いただきましたけれども、ちょっと一步踏み込んだ話になるのですが、三本木地区から頂いた要望書の内容は、今回、組合が考えている最終処分場の中身には反映させることが全てできると思うのですよ。御懸念いただいている部分は払拭ができるのではないかとはいっています。ただ、その要望書の段階でそういうふうに組合が受け取っているだけなので、これもまた先ほどの繰り返しにはなってしまいますけれども、実際お会いしてお話を伺って見ないと、どの範囲までなのかとか、どの時期なのかとか、いろいろなことあると思いますので、その辺についてはまた説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 時間も時間ですので、最後に、附帯決議の中身を尊重して、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

5番氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 5番氏家です。

私は、新最終処分場の整備事業について、1点だけ通告いたしました。

午前中の議員全員協議会、そして先ほどは全会一致で本年度予算に対する附帯決議に皆さんで賛成していただきました。そういう意味からすればもういいのかなとも思ったのですが、本日のいわゆる前置きは省かせていただきまして、有識者会議が構成されて、3回に分けてこの用地選定が行われてきた経過がございます。そういった意味からすると、この有識者会議の構成、何人でどのような状況だったのか、どういう分野からの構成になっているのか、その辺の1点と、それから、スクリーニングについて、どのような条件の下で選択したのかというよう

なことで通告しましたけれども、1位と2位の差が僅か7.6ポイント。そういうような中で、色麻町の決定ということになりました。そういうようなことをまずお伺いしておきたいと思いました。

そういうことで、1回目の質問よろしく申し上げます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 氏家善男議員から、新最終処分場整備についてお尋ねがございました。

有識者会議の構成についてのお尋ねでございますが、学識経験者3名で構成されております。構成メンバーは、東北工業大学工学部の教授、公益社団法人全国都市清掃会議の技術指導部長さん、公益社団法人日本技術士会東北本部幹事の方と、3人となっております。

また、スクリーニング内容についてでございますが、最終的な3次スクリーニングの評価項目といたしまして、土地条件や自然条件、環境条件などの大きく7つの区分について、現地踏査の結果を基に、さらに細分化した21項目にわたり評価しております。

具体的な評価内容といたしましては、土地所有の状況、地形、地質調査や運搬効率などの評価を行い、点数化の後、順位をつけたところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 有識者会議、3名ということですね。ただ、この方々、ほとんど外部というか、そういうような印象を拭えないわけでありましてけれども、やはり大崎圏域1市4町、これらをよく知っている方が誰もいないのかなというような感じもするのですけれども、こういうような選定に至った理由というか、その辺あたりも含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 有識者会議のメンバー、それが大崎市になじみがない方なのではないかというお話なのですが、座長の方は、以前から組合の廃棄物業務に携わっていただいておりますし、それから桜ノ目地区の協議会、そちらでも座長を務めていただいております。同じく、副座長の全国都市清掃会議の部長さん、こちらの方も、桜ノ目の協議会に同じような形で携わっていただいている方でございます。それから、3人目の方も、旧自治体職員でございまして、以前は建設関係のお仕事を自治体職員として担当されていた方で、大崎のことはよく御存じの方、また、お住まいも大崎市内であるということで、皆さん大崎市には何らかの関わりがあるという内容でございます。

それから、もうちょっと詳しいお話させていただくと、有識者会議は、今回の処分場の候補地選定のためにわざわざつくったというのではなくて、従来から組合には設置要綱があるので、廃棄物処理施設全般に御意見をいただけるもので、常設ではないのですけれども、御意見をいただきたいというときには開催を呼びかけてお集まりいただいて、いろいろなごみ焼却場だったり今回は処分場だったりの設置について意見をいただくと、そういうものになって

おります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 構成する人物等々、分かりました。

それで、第3次スクリーニングの結果ですけれども、これそれぞれ採点されて点数化されておりますけれども、いわゆるこの3人の方の合議制というか、そのことによってこの点数化された数字なのかどうか、その辺お伺いしたいと。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回の評価結果に有識者からの意見はあったのかとか携わったのかということなのですが、候補地の評価結果には有識者の方は一切携わっておりません。ただ、その結果としてはお知らせはしておりますけれども、会議の初めから、これは候補地選定委員会とは違うので、もともとの有識者会議の考え方をうければ、結果には私たちは一切携わりませんというお話をいただいておりますので、結果には一切携わっておりません。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） そうすると、ちょっと詳しくお聞きしますが、このスクリーニングのいわゆる点数化された採点、これはどなたがどのようにして出されてきた数字なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） それは、主にコンサルで配点をして、それを、こういった考えでよろしいのか、一定の考えの下に、組合事務局とそれから有識者会議に諮って、妥当性があるもの、多面的な見方をしてもこれは問題ないというような形で、その点数を有効とさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 何でそこをお尋ねしたかということ、やはり採点結果によって1位、2位、3位とランクづけされておりますので、これがどのようにして決定されたのかというのは非常に重要なポイントなのかなと思いました。

ただ、やはり総合点の中で1位、2位、3位ですと、いろいろあるのですが、1位と2位の差が7.6ポイントですね。1つの項目が逆転していればもう逆転するような感じになりますし、2位と3位のポイント差も13.4ポイント。1位から5位からすると30.1ポイントという、非常に僅差のような状況があるのかなと、こういうふうに思います。

それで、先ほどもいろいろ出たようですけれども、やはりそれぞれの候補地をポイント化すればこういうような結果になったのですけれども、例えば隣接町、市町、ここから反対とかそういうような意見が出るというのは、非常に問題があるなど。今回、それぞれの市町から候補

地は出していただいたのですが、やはりほかの町、市への影響というのも調査ポイントにしていかないと、こういうような結果になってしまうのかなというような思いがございませう。

先ほどいろいろ附帯決議も出ささせていただいて、全会一致で決まりましたから、その辺も踏まえた今後の進め方、ここら辺は十分に考えながらやっていただきたいと思うのですが、再度その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 確かに、今回、組合が最初にイメージしている最終処分場のイメージを、地権者の方には、こういうものを造りますよということで各候補地の地権者の方にはお話したと思うのですが、その近隣の方までは伝わっていません。その辺に関しては、いろいろな御懸念を抱かせてしまったということは、反省しなくてはいけない部分なのかなと思います。

その辺について、今後は、設計計画が進んでいく段階で施設の仕様が決まっていくのですね。そういった中に、議員全員協議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、地権者、その地域の方だけではなくて、その近隣の住民の方とか区長さんにもそういった仕様をお示して、決定する前に、そういったもので御理解をいただきたいとは思っております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 最後の質問にしますが、やはり本当に新しい型の最終処分場を計画してくるわけでありませう。今後、これが供用期間が15年という、15年後にはすぐやってくるというような状況なので、新しい最終処分場のイメージというものをよく浸透するということが必要なのかなと思います。

今回、1市4町からそれぞれ候補地を挙げていただいたのですが、多分挙げたところの候補地の近くの人たちは、こういう処分場だというのが本当に理解されていたのかどうか、私は非常に疑問だと思っております。ですから、百聞は一見にしかずということで、今後進める場合、新たな処分場を造るときに、地域住民にはまず見せてからというような説明があったと思うのですが、そういうような先入観念、今までの最終処分場という先入観念がどうしても我々にも残っていますから、その辺あたりを先行して、十分に理解を深めていくということは非常に大切なことだと思いますので、そのような進め方を今後やっていただきたい、このように思っています。

何よりも、最後にもう1回申し上げますけれども、やはり三本木地区からすれば、隣接しているということがあって、全員の区長さんから反対署名ということでございませうので、ここをやはり重く受け止めて、何でもまたこちらに造るのかというような感じにいると思うのですよ。大日向は最終処分場を2回続けて、非常に迷惑かけてきていますから、今回そういうような思いが三本木地区の皆さんの方々にあると思っておりますので、その辺を十分理解しながら進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

次に進みます。

2 番佐藤弘樹議員。

○2 番（佐藤弘樹君） それでは、私からの大綱4点につきまして、順次一般質問させていただきます。

また、前段の一般質問の中で、2番、鎌内つぎ子議員、そして3番、氏家善男議員、また議員全員協議会では横山悦子議員からも、この新最終処分場整備事業につきましては各質疑、質問がなされているところでございますので、私としましてはかぶらないように質問してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、大綱1点目、新最終処分場整備事業についてでございます。

候補地選定における諸条件やスクリーニングの選考内容及び妥当性のうち、例えば前段の質問の中でも特に一般廃棄物処理施設整備有識者会議の構成等々は私も聞こうかと思っておったのですが、割愛をさせていただきたいと思っております。

後段の部分でのちょっと質問に踏み込みますけれども、スクリーニングの各評価項目や配点は誰が事前に取り決め、今回の選考基準となったのか、伺わせていただきたいと思っております。

また、本日示されました新最終処分場候補地選定の結果については、色麻町から推薦されました候補地が選定されましたが、これまでの最終処分場立地の観点からは考慮されたのかという部分で質問させていただきたいのですが、先ほどの当初予算の質疑でも、シンプルに1市4町から1か所以上というような発言ございましたので、その点含めまして答弁お願いいたします。

また、今回の候補地を、候補地順位1位が色麻町、2位が大崎市、3位が美里町、4位が加美町、5位が涌谷町の順位づけにつきまして、今回の選定に限るものであるのか、次回以降に有効となるものなのかの観点から質問をいたします。

大綱2点目でございます。斎場管理運営についてでございます。

令和3年3月に策定されました大崎広域新斎場整備基本計画（東部エリア）においては、東部エリアは古川及び松山斎場を令和8年度を目標に統合し、涌谷斎場は長寿命化対策により今後15年程度の使用を目途に、なお、統廃合も視野に入れた更新は将来といたしまして、整備時期並びに使用は令和10年度策定の新たな斎場基本計画で検討することといたしております。

この計画に基づきまして新斎場の整備を進めている現状でございますが、特に廃止となる松山斎場を利用されている周辺地域住民への改めての広報周知につきましては、先ほど議案審議の中でも質疑をさせていただきましたので、涌谷斎場の利用状況を踏まえた東南部圏域における斎場整備につきまして、令和10年度といたしてございます圏域の将来需要予測や斎場利用状況を勘案した計画の反映となるものなのか、所見を伺います。

大綱3点目、消防行政についてでございます。

1つ目が、年々増加し続ける救急出動件数を踏まえまして、圏域住民への適正利用の周知と、現在の車両配備体制並びに出動隊員の体制は十分なのか、所見を伺います。

2つ目は、消防職員の特にメンタルやコミュニケーション能力に資する自己研さん手法への考えと、令和5年度消防年報では、消防職員総数が326名で、年齢階層もおおむね平準化されているところですが、県内の各消防本部と比較しての報酬基準は適正なのか、所見を伺います。

大綱4点目、最後でございますが、大崎生涯学習センターについてでございます。

パレットおおさきで開催される諸事業の運営では、特にイベント開催や天文活動に際しまして多くのボランティアの皆様が活動されている様子は報道等でも紹介されており、また、私も実際にイベントやプラネタリウムに関する連携や協力で積極的な役割を果たされている様子を拝見する機会も多く、この施設の設置意義を鑑みた場合にも、学生や一般の皆様と連携された活動は大変重要だと実感しているところでございます。

このボランティア、皆様の活動を通じまして、パレットおおさきの理解が深められ、また、広報周知や利活用向上にも資すると思っておりますが、所見を伺いまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤弘樹議員から、大綱4点、御質問賜りました。私と教育長からそれぞれお答えしてまいります。

私からはまず、大綱1点目の新最終処分場整備事業についてでございますが、最終的な3次スクリーニングでの土地条件、自然条件、環境条件、建設条件、運搬条件、施設設置条件並びに経済条件の7区分について細分化した計21項目の評価を行って順位をつけたことは、既に報告のとおりであります。客観性を重視するため、有識者会議並びにコンサルト会社により、多面的な見方で評価項目を設定させていただいたところでございます。

これまでの最終処分場立地の観点から考慮されたことについてのお尋ねでございますが、以前の組合議会において、組合施設の設置の有無を評価内容に加えるとの御意見をいただいておりますことから、今回、3次スクリーニングの評価の項目として組合施設設置状況を加え、廃棄物処理施設の設置の有無を評価の対象としたところでございます。

順位づけは次期以降有効になるものかについてのお尋ねでございますが、今回は構成市町から御推薦いただいた候補地を客観的に評価し、最も最終処分場に適した建設候補地を決定しております。今後の調査などで立地が不可能な場合は、第2位、第3位の候補地を充てるのではなく、一旦白紙に戻して候補地を再選定すべきだと思っております。

そういたしますと、その場合には候補地の選定に時間を要することから、既存最終処分場の埋立てが完了する前に、焼却灰や資源化など、いわゆる外部搬出についても検討する必要があるのではないかと考えて、苦慮しております。

次に、大綱2点目の斎場管理運営についてでございますが、涌谷斎場の利用状況につきましては、令和4年度の実績491件に対しまして、控室増築工事完了後の令和5年度見込みが583件となり、件数で92件、割合では約19%増加するものと見込んでおります。増加した主な要因といたしましては、昨年度と比較して涌谷町分の利用件数が多くなったことによるものでございます。

また、東南部圏域における斎場整備の必要性につきましては、平成24年度に策定した斎場基本計画においては東西1つずつと定めており、その計画に基づき、東部分として古川新斎場の整備に至ったところでございます。その際、多くの議員や地域の方々から、古川地域を除く東部エリアに斎場を整備してほしい旨の申入れがありましたことから、本来、令和11年度に策定予定の大崎広域新斎場基本計画を1年前倒しして、古川新斎場整備後の新たな環境となつてからのそれぞれの斎場施設の利用状況並びに今後の人口動態などを総合的に鑑みて、令和10年度に新たに策定する斎場基本計画の中で必要性の有無についても検討することで、議会をはじめ要望いただいた方々に一定の理解をいただいているものと認識しております。

次に、大綱3点目の消防行政についてでございますが、まず、緊急出動件数の増加を踏まえ、車両配備体制並びに出動隊員体制は十分かについてでございますが、当消防本部で保有する救急車は、国で示す消防力の整備指針に基づく基準台数11台に対し現在12台を常時運用しており、救急要請の多発時や大規模災害時に活用する予備の救急車2台を含め、最大14台を運用することが可能であります。このうち1台は、緊急出動件数の増加を踏まえ、緊急需要の高い古川地区の緊急対応をカバーするため、令和5年4月から消防本部警防課に、平日の日中時間帯に運用する本部機動救急隊を配備いたしました。こうした対策によって、現場への到着や病院への収容にかかる平均的な活動時間は昨年とほぼ同様となっており、総合的には出動件数の増加による大きな影響は見られませんでした。

なお、要請地区の救急車が出動中で不在の場合は、近くの消防署から消防ポンプ自動車が出動して緊急対応に当たるPA連携や、遠隔地などで重篤な傷病者が発生した場合には、ドクターヘリを要請しての緊急活動も行っているところであります。

救急資格につきましてはほぼ全職員が保有しており、休暇取得時や救急活動が長時間に及ぶ場合なども適宜交代できる配慮をしております。

今後も救急需要の推移を注視しながら、車両の運用及び出動体制の効果的な運用に努めてまいります。

次に、消防職員の自己研さん手法と報酬は適切かについてのお尋ねでございますが、質の高い行政サービスを実現するためには、日頃から人材育成に取り組み、職員の資質向上と能力開発、そして心の健康づくりが重要であります。メンタルヘルスに関する研修といたしましては、事務局総務課が企画し毎年実施しているメンタルヘルス講座の積極的な受講や、宮城県市町村職員共済組合などのメンタルヘルス事業の活用により、ストレス不調時のカウンセリングやセルフケアによる健康面の保持増進に努めております。

また、職場や圏域住民と良好な人間関係を築き、職務を円滑に遂行するためのコミュニケーション能力は必要不可欠であります。消防職員に採用されますと、宮城県消防学校に入校することになり、消防活動に必要な基礎的知識や技術の習得のほかに、住民広報に必要なコミュニケーションスキルを学んでおります。

その他、職場外の研修といたしましては、消防大学校、宮城県市町村研修所などでの教育研修のほか、仙台市消防局での実務研修、大崎市、宮城県消防課、宮城県防災航空隊、宮城県消防学校、総務省消防庁への派遣など、多方面に職員を派遣出向させ、多種にわたる業務に携わりながら人事交流の機会を設けることで、職員の能力向上に努めているところであります。

報酬についての御懸念をいただきました。

消防職員の給料は、大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例に定める行政職給料表の職務の級と号俸に応じた給料月額が支給されております。議員から御懸念されている待遇につきましては、県内に11消防本部ある中で、当消防本部につきましては真ん中程度に位置しております。

政令指定都市は別格として、上位には主に沿岸部の消防本部が占めており、内陸部の消防本部が低い傾向にあり、当消防本部はその真ん中程度であり、内陸部だけで見ますと内陸部の中では上位に位置していることと、各種手当についても適正に制度化されていることから、待遇面については、特段問題があるとは認識しておりません。

また、構成市町とラスパイレス指数を比較いたしましても、大崎広域の令和4年度の指数は95.5であり、上から3番目にある状況でありますことから、大崎管内では適正な報酬であると認識しております。

引き続き、構成市町並びに県内消防本部の動向も注視しながら、適切に対応してまいります。私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） それでは、私からは、大綱4点目の大崎生涯学習センター事業についてお答えをいたします。

佐藤弘樹議員からは、昨年10月の組合議会でボランティアの協力状況に関する御質問をいただき、私から、各種ボランティアの登録状況として、総勢100名を超える皆さんが活動していること、特に若い世代が中心となって活動し、それをシニアの皆さんが支える姿が見られること説明をいたしました。ボランティアの皆様には頼もしさを感じるとともに、心から感謝をしているところでございます。

また、教育次長からは、学校との連携体制を大切にしながら、ボランティアが主体的に取り組める環境づくりや支援の仕方について説明をさせていただきました。

今回は、それを踏まえました上で、各種事業における具体的な支援、育成支援の手だてについてお答えをいたします。

まず、星をみる会やみんなの天文教室で活動する、いわゆる天文ボランティアにつきまして

は、月に1度、自主的な研修会を開催し、プラネタリウムや天文台の操作スキルの向上を目指していますが、その実現のために、職員が陰ながら機器の操作の仕方や解説の技術、天体観測のコツなどを若い世代に伝えるべく、指導、支援に当たっております。その成果もあり、最近では、プラネタリウム機器や屋上の大きな天文台を操作できるボランティアは、中高校生を含んで15名以上となっております。

次に、各種生涯学習事業を支えるイベントボランティアにつきましてですが、事業の企画段階から検討会や準備会を開催しまして、ボランティアが主体的に考え参加するための働きかけを行っております。天文ボランティア同様、若い世代が中心となり、それをシニアの皆さんが支える仕組みが出来上がっております。

現在、4月28日に予定している小さなこどものまちという事業の準備に当たって、大崎地域の中学、高校生など49名の学生ボランティア、9名の一般ボランティア、合わせまして総勢58名が集まり、様々なアイデアを出し合っているところです。

最後に、7名のICTスタッフについてであります。ICTスタッフ連絡会やICT養成講座などの連携、研修のための機会を設け、自信を持ってパソコン講座の指導に当たることができるよう、育成、支援に当たっているところです。

今後も、多くのボランティアの方々や圏域住民の方々が集い、学び合い、さらに充実した質の高い生涯学習活動が展開していくよう、ボランティアの育成、支援に力を注いでまいります。私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 順次再質問させていただきます。

まず、大綱1点目、新最終処分場整備事業についてでございます。

いわゆるスクリーニングの結果という部分で、評価の項目がございますね。やはりこの項目についての妥当性という私は質問を、通告を出させてもらってございますけれども、いわゆるこれをつくった、考えた方、結局どなたなのでしょうか。単刀直入にお願いします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） スクリーニングの項目は、コンサルティング会社で、通常こういった処分場の候補地を選定するのにつくった項目になります。それに、今回21項目ということで1項目多いのですが、この1項目については組合施設の有無の項目で、これを足させていただいて21項目。コンサルティング会社からは、本当にこの項目入れていいのですかと、通常はこういう項目は入れないのですがというお話はあったのですけれども、議会で以前御指摘があつて、組合としても配慮させていただきますということでお答えをさせていただいているので、今回はこの項目をつけさせていただいた。なので、その全項目を誰が考えたかという、コンサルタント会社と組合事務局になります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それなりに配慮をしたというふうなことなのですよ。はい、今の答弁は、私のほうでは承知をしました。

この次が再質問でございます。

いわゆる今までのこの流れの中で、先ほど前段にも最終処分場の前に斎場関係の基本計画の話が出ましたよね。プラスアルファは、議会の中での議論としまして、三本木地域にございます大日向クリーンパークのこういった質疑とか内容の流れも過去にあったはずでございます。こういったことを踏まえますと、そういったことも勘案して、組合設置、施設設置状況というものがある構成市町にあるかないかということも踏まえて、今回10点配点で点数化していると、これは分かるのですが、そういった土地条件という分と、自然条件という分と、環境条件という分がありますよね。私はちょっとやっぱり今回これが、配慮はされているのですけれども、今回着眼点、観点がちょっと薄かったと、やはりこう言わざるを得ないところが、現地に多分皆さん全員が行かれたのかなと思うのですが、私は2回ほど行ってきたのですけれども、現地に実際行きますと、なるほど見通しがいい部分でございまして、ここにそういったものができるのかなというふうなところは考えやすいのでないかなと思います。私、そちらの色麻町以外も行っていきますので、公平性を期するために、今、発言させてもらいますけれどもね。

ただ、ちょっと私が現地に行って思いましたのは、現地のすぐ近くにたまたま、ひまわりの丘があるわけなのですね。本当に道路を挟んで左右ですよ。びっくりしましたね。大体この辺かなというあたりはつけて行きました。Google等々でその場所も、あと色麻町さんの広報で詳しく場所、位置図、経緯等々も書かれてございましたから、私も読ませていただきました。なるほど分かりやすいです。経緯等々も、多分町民の方が理解できるものだと思ってございますので、その瑕疵は最もないです。ので、現地の場所やっぱり見たいと思ったので、見させてもらったのです。そうしたら、本当に道路1本でひまわりの丘の全くのすぐ後ろの部分だということが分かりまして、「あら」という思いをしたわけでございますが。当然ですけれども、施設整備課長さんは見に行っていらっしゃいますけれども、これ組合会で判断していますので、副管理者、管理者等々も現地の状況は分かる前提だろうと思うのですが、それは御存じなのですね。これ一応確認をしておきたいと思います。場所を全員が分かっているのです。1人ずつというわけにいかないのです、施設整備課長、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回の場所については、私も確認はさせていただいております。

それで、確かにひまわりの丘からすぐ近くのところなのですが、その辺については、設計の段階で景観に配慮をさせていただくという内容の答弁しか今のところはできないかと。具体的にどういふふうな景観にするのかということもあるのですけれども、景観にも十分配慮した施設にさせていただきたいとは考えております。

それから、組合会のメンバーが全てその場所を現地に行って確認しているのかと言われますと、全員は足を運んでいないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それで、最終処分場ですよ。3回、私も皆さんと一緒に先進地の視察をさせてもらいました。被覆型で下水関係とかいろいろなことも踏まえて、音もない、そういった臭い、騒音、いろいろ考えられていますよね。これは全く私は、今のトレンドであります最終処分場そのものに関しましては、全く大賛成です。多分あれを見て、その施設そのものを反対という人はなかなかいないのではないですかね。ところが、実際は、立地というのはあれだけ大事ですよとお話をしているわけなのですね。例えば、大崎広域1市4町、仲よくやっているわけです。私も色麻町の愛宕山公園しょっちゅう行っているわけです。大好きで、シャクナゲも花も、すばらしいと思います。そういったいろいろな自然環境等々も1市4町にある。そこも皆さん方で深めていきたいと思っている部分でございますよね。その1市4町の中で網かけるときに、1市4町という中での組合施設設置状況という部分で、もうシンプルに、ただそこにあるかないかという部分だけじゃないじゃないですか。そこ踏み込んでいただいて、例えば色麻町の、今回出されてきた提案につきましては、それはもちろんありがたいですよ。どこの自治体でも1か所以上ですから。約束ですよ。いろいろ考えられて、地権者の同意もあって、来たんですよ。これをいただいたときに、あまりにもその場所が、観光地ともいえるべきひまわりの丘に隣接して、おかしいと思わないほうが私はおかしいかと思えますよ。ある意味で配慮がないのかもしれないよ。その評価点というのは、ここにはないですものね、やむを得ない。事務実務的にスクリーニングをやっていますからね。そういった調査に関しても。

ただ、ここの議会の中で、はっきりと申し上げておりますよ。ひまわりの丘に関しては、約6町歩、面積があります。ヒマワリにつきましては夏場でございますが、これ日本で2番目の規模でなっています、42万本のヒマワリを植えている。あと、これから4月の下旬からは菜の花が咲き乱れるわけでございますが、大崎市内では、川渡の河川敷に、あるいはこのひまわりの丘等々、菜の花が非常に有名なところでありまして、200万本の菜の花が植えられている。春は200万本、夏場は42万本で日本で2位の規模を誇るひまわりの丘なのですよ。そこにわざわざ、隣接するところに、これ色麻町の問題ではないです、隣接するところに、やはりこの、結果どういふふうなすばらしい施設だったとしても、そこに立地、整備をしていくということに関しては、やはり解せない問題は残りますよね。その施設が単体として迷惑をかける迷惑施設ではないと。騒音問題、それと放流、汚染水出さないといったとしても、でもやっぱりそこになかなか、わざわざそこに持ってこざるを得ないという、これだけ市有面積が、圏域面積が広いのに、その分のやっぱり根拠というのが、ちょっとこの背景にもそこ見えませんしね。そういうふうな流れということも分からないものですから、それが多分、先ほどの氏家議員も有識者会議に大崎市や市外圏域の住民の方がいらっしゃるのかなと言った真意ではないのかなと、私のほうで勝手に推しはかっている分でございますけれども、という部分で、そのせっかく出してくる、そういった、今後、トレンドでありますその施設整備に対して、何で

ここにというのは、やはり多くの方が思われる疑問なのかなと思うのですよね。ひまわりの丘、観光地の近くに、1市4町の観光地の近くにわざわざこれを整備する。その根拠づけをしていくということに対する有効性、そういった配慮、思慮、こういったことに対して、私はやはりちょっと、問題というのを感じる人が多くなってきているのは事実でありまして、既に問題だと思っている方々からやはり反対という意見が出てきてしまうのでしょうか。

そういった部分について、前段でも大分そういった質疑や質問が相次いでございますけれども、出された案について、そのものは、それはいいです。ただ、これをどのように判断されてそこに決定をしていくのかというプロセスをやはり透明化する、きちんと政治的な広域全体の観点を持ってそこを決定していくのだというふうなところはいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今、ひまわりの丘からすぐ近くというお話だったのですが、実は私も見に行くと、もしその施設を建てたとしても、観光で来た方は、丘の下のほうなので、あまり直接目には入らない場所なのではないかなというのは思いました。ただ全く見えないとかというわけではないので、やはり景観への配慮ということで、先ほどから言っているように、建物はそんなに背が高いのはもう建てないですよね。今回は下に掘る形の被覆型になりますので、その辺、景観に沿ったものはどういったものを造れるのかとか、それは今後の計画の中で検討していければとは考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 恐らく、平行線ではないのですが、観点の問題も多分あるかと思しますので、私の思いも合わせましたその根拠の肉づけという部分で、やはりその説明責任というのは絶対必要になってきますから。どんなにすばらしい施設だったとしても、当然です。住民説明も。ただし、附帯決議の前に、近隣住民への配慮、説明という配慮ですよ、これやるのだと、重ねて、という答弁もございましたので、そこに関しましては了といたしますので、そういった施設の内容と、あと今後、その周辺環境には影響を与えないのだと。そういった観光地であるということも、実際に行かれたのでしょうかから、私は行ってきましたけれども、分かるぐらい、びっくりするぐらい直近に、全く左右にあるようなイメージに私は捉えましたので、その辺を考慮した上で考えられればと思っております。

次に移らせてもらいます。

2番目の斎場管理運営についてでございます。

涌谷斎場の利用状況と書かせてもらいまして、先ほど管理者からも答弁があったわけですが、斎場整備の必要性はあるので、いろいろな要望等々を広域にもということを重ねさせてもらってございました。

令和10年ということで1年間前倒しをして斎場整備基本計画という策定は、大変了とするものでございまして、これありがたいと思っております。あとは、人口動態、社会動態含めま

して、あと一番大事な、東南部地域におけます斎場の利用状況、これを踏まえた上で勘案されるようでございますが、この進め方で間違いないですね。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

管理者の答弁にもありましたとおりと、繰り返しになって大変申し訳ないのですが、新しい古川斎場整備後になりますけれども、新たな環境となつてから、斎場施設の利用状況並びに今後の人口動態等、総合的に鑑みまして、令和10年度に新たに策定する斎場基本計画の中に必要性の有無についても検討するということになります。そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） この際、会議時間を延長いたします。

佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 恐縮でございます。すみません、私にも段取りがあるものですから、大変恐縮でございます。

ただいまの件については了解といたすものでございまして、令和10年度の新斎場整備基本計画の中に今の盛り込むのだということございまして、これは了といたします。

あと、涌谷斎場、今、私も鹿島台在住でございますけれども、しょっちゅう涌谷斎場ばかり行っているのですよね。恐らく斎場を運営されている事業者の方々も含めて涌谷斎場のほう多分使って利用するような感じになっているのか。涌谷斎場を使っている頻度が最近多くなっておりまして、続けて、休憩所の設備も含めまして有効に使わせてもらえればと思っております。

次に移らせてもらいます。

3番目、消防行政についてでございます。

私、必ず消防行政については質問しなくちゃいけないと自分で決めておりますので、必ずいろいろな観点から質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

救急出動件数の増加につきましては、私も懸念している一人でございます。いわゆる適正利用という部分で、圏域住民の方に救急車というものの利用をきちんと周知することにつきましては、定期的に出している広報大崎広域でも紹介されているところは分かってはいるのですが、その辺なおさら、こういった車両配備体制や、あるいは出動隊員体制の十分かどうかと、先ほど鎌内議員ではないのですが、若い職員の方々が次々として表現が恐縮でございますが、毎年辞められていると、いろいろな理由によって、ということもございまして、その辺の体制は、資格を持っている方も含めて十分なのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

まず先に適正利用の部分となりますけれども、これにつきましては、これまでコロナ禍で積

極的な消防のPR活動というところが制限を受けてきたというところがございますけれども、昨年の8月、5月からですね、コロナ明けというところで、各消防署所につきましては積極的にイベントの開催、救急講習、さらには市町の防災訓練というところに赴きまして、こういった救急車の適正利用につきましては積極的に周知を直接図っていただいているというところがございます。

また、救急の件数の増加に踏まえて出動件数の増加というところの資格的なものというところがございますが、まず、基本的に救急資格というところは、消防学校において2か月の研修を受講して、その救急の資格を得ることになります。その救急資格につきましては、現在、当消防本部の職員、現時点で326名、これは出向者も再任用者も含めてなのですが、その中で、2人を除く職員が全て持っているというところになります。

ただ、すぐ乗れて出動できるということではなくて、常に研修を受けたり訓練をしている職員が実際は出動していくわけなのですが、各署所の救急隊に指名をされて出動していくわけなのですが、その出動の回数や長時間の活動であったりというところ、休憩だったり食事も取れないというときには、各署所で訓練を常に同じように積んでいる職員が交代をしながら、労務管理を図っているというところになります。そういったところで労務管理の部分も配慮をしながら、この救急件数の増加に当たっているというところがございます。

以上となります。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 丁寧に、今、答弁を頂戴したところでございました。

救急出動に関しまして、令和5年度実績ですけれども、1万151件という部分でございます。あとは内容拝見しますと、収容先別の搬送人員は、大崎市民病院が最も多い4,635人で、その割合は全搬送人数の52.1%。過半数の方々が大崎市民病院に搬送されているということが分かります。あとは、夜間急患センターへも131名が搬送されているということがデータとしてございまして、また、ドクターヘリの要請件数も49件ということで、これも多いと実感として思いました。

私も、この救急救命ですとか、あるいは救急の出動件数に非常に深く関係するのですが、やはり応急手当講習会ですとか救急救命講習会という部分なのだろうと思ってございまして、救急隊員の皆様方が現地のほうにいらっしゃる、向かわれている、着くまでの間というのは、どういう処置を、やはり一刻を争う中でございますから、やっているのかなと思えば、資料に書いてあったのですよね。非常に丁寧に思ったのですが。普通救命講習会132回、救命入門コース76回、応急手当講習81回、合計295回開催して、5,559人が受講していると。かなりの方が受講されているというのがデータで分かって、正直驚きました。私も以前には上級救命講習会等々受講させていただいているところがございましたけれども、恐らく更新期限が切れているのかなと思いますので、また次年度以降、この講習会を受けたいと思っているところでございます。

これが単なる受けるのではなくて、その年齢構成が10代が最も多くて、次に40代、30代ということでございますので、とても若い方々がこういった受講、受けているというのは、救急隊の方々にとっても、そういった意味でも受ける側の地域住民という観点でも、若い方のそういった理解周知の点でも、大変とてもいいと思っているわけございまして、実際にこの講習会の成果として、救急出動のうち、救急隊が疾病者の元へ到着するまでに、家族や友人、さらには疾病者の近くにいた住民等による応急手当が、何と1年間で510件実施されているのですね、びっくりしました。救急隊が来るまでに500件を越すような、その講習会の効果という部分で成果が出されていることに対しまして、私からも敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

止血あるいは心マッサージ、心肺蘇生という部分が一番大きな3つになってございますけれども、こういったことによりましてマッサージまで実施された疾病者の方は137人いたと。そのうち救急隊が疾病者を医師に引き継いだ時点で、9人の方の心肺が再開したというのが昨年度の情報として掲載されてございましたので、本当に、この例えば9人という分でも大きな数字ですね。救急隊が来るまでの間、いろいろな御事情があって多少時間の前後というのはあるかと思うのですけれども、長短というものはあるかと思うのですが、この9人の心肺が再開するためのその講習に対する成果があったということで、私は大きな成果だと思っておりますので、救急出動件数に併せまして、やはり先ほど話がありました、皆さん方に対する適正化という案内というのと、我々圏域住民に対します救急救命という在り方、これも広報になりますから、こういった点を深めていただければと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 議員には、今いろいろと、るる数字を用いながらというところで、御質疑ありました。

トータル的には、消防署所から住民もしくは団体、企業に積極的に呼びかけをしております。その中でもいろいろな企画物をしておりまして、例えば加美消防署管内ですと、地元の工場の従業員さん方と連携を図りながら、地元の方がそこに勤めていると。その多くの従業員さん方が自宅に帰れば、家庭もしくはその地域に、その知識、技術が還元できると。そういったところを広めていくというところ、消防署所の企画、そういったものを積極的に行っていて、今、議員さんおっしゃられたとおり、地域の皆さん方がそういった意識を持って、知り合い、家族、そういったものの救急車が到着するまでの間、しっかりと自分たちで自分たちの命を守るというような意識を高めていただければと思っておりますし、能登半島地震ではございませんが、大きな災害時には自主的な避難、さらには自主防災組織といったようなところでしっかりと発揮をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） おっしゃるとおりかと思っております。やはり消防の皆さん方に対する

理解を深めるためには、日頃のそういった取組に関して、今、答弁にもありましたけれども、やはり一つ一つが大事なことになっていきますので、救急車の利用、出動、そしてあとはそういった応急手当て等々含めまして、消防団だけではなくて、そういった、ある意味消防に対する理解を一般の住民の方も深めていくのだと、あるいは、そういった支援する方や理解する方々を増やしていくのだというところが着実に果たせればと思っております。

あと、2つ目でございますけれども、報酬の件なのです。ただいま管理者の答弁からは、沿岸部が県内では上位に報酬の増の自治体とかそういった消防本部が位置しておりまして、内陸部のほうというのはなかなかそんなに高くもなく、大体全体では真ん中程度なのです。あと、ラスパイレス指数に関しましては95.5%ということで、なるほどこの辺に関しては適正、適切だろうと思っております。

私は、非常に単純でございます。人口ピラミッド、表で見ますと、大体平準化されているような感じに見えるのですが、逆に言えば、やはり若い方々から含めて、私は少しベースアップをしていただきたいとはっきりと思っている人間でございます。やはり日頃から消防に対する応援する気持ちというのは、私も含めて皆さん大きなはずなのです。それに伴いまして、大崎市含めまして、たまたまですけれども、東日本大震災では内陸部最大の被害を受けている部分でもございます。また、そういった、決して恥じることはない沿岸部以上の訓練ですとか消防組織を持ってございますので、そこに対するやっぱり報酬というのは、おのずから相対的なものだろうと思っておりますので、この議会での会議録に残したいものですからはっきりと申し上げてございますが、真ん中であるのであれば、もうちょっと上に行くようなベースアップの御努力をぜひやっていただきたいと思っています。消防頑張っているということを、私も声を大にして日頃言っていますが、今後とも言ってまいりたいと思っております。

昨日も黒川地域で林野火災だったのでしょかね。この間も鹿島台地域で普通建物火災ございました。私も現場に急行させていただいて、一緒に消防活動させてもらい、後方支援になりましたけれども、させてもらいました。本当に大変にありがとうございます。女性隊員の方も一生懸命消火活動に当たられていましたね。ああいう姿というのを見ていますと、それは全然当然ではないですよ、やっぱりね。そのときの皆さん方の動きに関しては、皆さん方、仕事としては当然かも分かりませんが、一朝有事の際には、やはりいろいろなものをなげうって急行してそこに当たらずにちゃいけないと、私も東日本大震災で見えていますので、そういった御苦労に対するねぎらいの部分につきましても、ぜひその報酬は適切かというのは、私は真ん中程度という答弁ではなくて、真ん中より上という答弁を期待しておったのですが、真ん中より上には足りないようですから、今後ともベースアップ含めまして、ぜひともこういったところを予算づけ、いろいろな観点でも、人事院勧告ありますけれども、考えていただければと思っております。

最後、6分間でございますので、最後に1問だけ質問させていただきます。

パレットおおさきの部分でございました。ボランティアの育成とか内容については、これは篤と今お話が教育長からもあったわけでございますが、ぜひ教育長自ら、やはりこのボランティアの現場にも出向いていただいて、御自身の口からねぎらいの言葉をかけていただきたいと思います。こういった広域でやっている、恐らく唯一なのではないですかね、一般の方が自由に出入りができて、イベントで不特定多数の方に来てくださいよというような施設というのは、ほかの施設ではないのではないですかね。この広域の事業で。唯一の施設ですよ。その唯一の施設で唯一無二のイベントをされていますよ。非常に私はうれしく思います。今はもう学生とか一般の方が司会進行やっているのですよね。教育次長がしゃれを用いて、司会進行をやっているだけではなくて、これはすっかりもう後回しになってしまって、最近ボランティアの方が司会進行やっているのですよ。非常に喜ばしいですよ。みんなの気持ちが入っているパレットおおさき、プラネタリウム事業だろうと思ってございますし、大変多くの方が天文ボランティアとイベントボランティアに来ていただいていて、15名以上が何と機械関係が操作できると。驚きますね。あと、今現在49人の学生と9人の一般の方が、合計して58名の方がイベントボランティアとして励まれているということでございますから、この部分大きく伸ばして、教育長も行かれて、ねぎらいの言葉を話していただいてと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） ありがとうございます。いつも足を運んでいただいて、感謝をしているところです。

ボランティア、単なるお手伝いという理念ではなくて、自ら進んで、そして自分のできること、したいことも、ボランティアからも提案もいただきながら、そして、そういう意味での研修会の組立てもしながらの、このボランティアさん、ICTのスタッフさんの活躍であります。恐らく県内でもなかなかないと私も思っております。

私も時間を見つけながら、時々お邪魔をしながら、この前も、星をみる会の、それから音楽コンサートとか足を向けているところであります。それにも併せて、担当の職員が一生懸命その準備にも当たってくれていることにも感謝であります。今後とも御支援いただきますよう、よろしく願いをいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 御苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会

午後5時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月25日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 佐藤 弘樹

署 名 議 員 吉田 二郎